

令和２年第４回竹原市議会定例会議事日程 第２号

令和２年１２月１４日（月） 午前１０時開議

会議に付した事件

日程第 １ 一般質問

（１）松本 進 議員

（２）吉田 基 議員

（３）井上美津子 議員

令和２年１２月１４日開議

(令和２年１２月１４日)

議席順	氏 名	出 欠
１	下 垣 内 和 春	出 席
２	今 田 佳 男	出 席
３	竹 橋 和 彦	出 席
４	山 元 経 穂	出 席
５	高 重 洋 介	出 席
６	堀 越 賢 二	出 席
７	川 本 円	出 席
８	井 上 美 津 子	出 席
９	大 川 弘 雄	出 席
１０	道 法 知 江	出 席
１１	宮 原 忠 行	出 席
１２	吉 田 基	出 席
１３	宇 野 武 則	出 席
１４	松 本 進	出 席

職務のため議場に出席した者は、下記のとおりである

議 会 事 務 局 長 住 田 昭 徳

議会事務局係長 矢 口 尚 士

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	今 榮 敏 彦	出 席
副 市 長	新 谷 昭 夫	出 席
教 育 長	高 田 英 弘	出 席
総 務 企 画 部 長	平 田 康 宏	出 席
地 域 振 興 部 長	桶 本 哲 也	出 席
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二	出 席
福 祉 部 長	久 重 雅 昭	出 席
建 設 部 長	影 田 康 隆	出 席
教育委員会教育次長	中 川 隆 二	出 席
公 営 企 業 部 長	大 田 哲 也	出 席

午前１０時００分 開議

議長（大川弘雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１４名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程表第２号を配付しております。この日程表のとおり会議を進めます。

日程第１

議長（大川弘雄君） 日程第１，一般質問を行います。

質問の順位は、お手元に配付の令和２年第４回竹原市議会定例会一般質問一覧表のとおり決定いたしております。

順次質問を許します。

質問順位１番，松本進議員の登壇を許します。

１４番（松本 進君） おはようございます。日本共産党の松本進です。発言通告に従って一般質問を行います。

まず第１番目の質問は、市民の学問の自由の保障についてであります。

菅政権による日本学術会議人事への介入問題（６名を任命拒否）は、学問の自由（憲法第２３条）の危機であり、一人一人の国民にとって見過ごすことができない問題であります。私は、この問題は憲法第２３条の学問の自由の明確な侵害であり、また学術会議の推薦に基づいて首相が任命すると定めた日本学術会議法に明確に違反すると考えますけれども、市民の学問の自由の保障について、市長の認識をお聞かせいただきたいと思います。

２点目の質問は、本川の拡幅、浚渫についてです。

２０１８年７月豪雨から２年数か月、いまだ被災の傷痕が各地に残されています。市民の生命、財産を守るためには、計画的な防災・減災工事を実施することが極めて重要であります。広島県が管理する本川の拡幅、浚渫工事は地域住民、関係者の切実、緊急な要望事項です。

そこで市長に質問いたします。

広島県の本川整備計画（２００７年２月）が策定されて１３年余りが経過しています。私は、西日本豪雨後の２０１８年９月市議会の一般質問で本川の拡幅、浚渫工事の実施を強く求めました。

この間、市長は、広島県に対して本川整備計画の実施を何回ぐらい要請されています

か。本川拡幅工事の実施の見通しはいつになりますか、お聞かせいただきたいと思います。

2点目には、本川の浚渫工事も長年にわたり放置されています。河川浚渫の判断基準は河道断面の30%超の土砂、堆積物とされています。道の駅たけはら前の本川の土砂等の堆積状況はどのように把握されていますか。本川の浚渫計画はありますか。いつ頃浚渫工事は実施されますか、お尋ねしたいと思います。

3点目の質問は、本郷産廃場と竹原市水源保護条例の制定についてです。

JAB協同組合による本郷産廃処分場建設は、地域住民の理解、合意を得ることなく強引に進められています。さらに建設工事に伴う地域住民への説明がないまま、建設手順も守られないまま工事が急ピッチで進められています。関係者の苦情、不安、広島県への指導改善を求める意見が出されています。

そこで市長に質問いたします。

竹原市は、広島県に対して意見書に基づく対応を適切に実施していただくように求める（6月議会の答弁）であります。意見書の第1項目は、地元住民との協議の場の確保、信頼の醸成に努める指導をすることです。この間、竹原市は広島県やJAB事業者に対して、どのような取組をされていますか。その内容を具体的にお聞かせいただきたいと思います。また、第1項目めが実行されない、またその実行の見通しがいない場合は、建設工事の強行に対して竹原市はどのように対応されますか。

2点目は、JAB事業者が経営する広島市安佐南区上安町の上安産廃場は本郷産廃場と同じ安定型処分場です。本来、上安産廃場の排水口の水質は汚染・悪化が起ってはいけません。しかし、現状は明らかに水質汚染・悪化が起きております。竹原市はこの現状をどのように認識されますか。

JAB事業者が経営する本郷産廃場は、水源汚染は絶対に起きないとする明確な根拠、説明を再度求めます。

3点目は、私は竹原市水源保護条例の制定を強く求めるものです。

水源保護条例の柱には、1、水源汚染のおそれを防止するために、産廃場等建設に伴う事業説明を義務づけ、地域住民、関係者の合意を得ること。

2つ目には、産廃場建設後の水源等の汚染を許さないために、市が責任を持って井戸水、河川等の産廃場建設前と建設後の定期的な水質等の調査、監視を行うこと。

3点目には、安定型産廃場に伴う水質悪化、汚染の事実関係を調査分析、汚染原因を解

明すること。汚染等の調査期間中は、事業者の産廃場運営の停止を求め、汚染源解明の協力、汚染物質等の撤去等々を義務づけることを明記する必要があると思います。

市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上で壇上の質問とします。

議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 松本議員の質問にお答えをいたします。

まず、１点目の市民の学問の自由の保障についての御質問でございます。

憲法第２３条で規定する学問の自由は、学問研究の自由、研究結果発表の自由のほか、大学における教授の自由を保障することを趣旨としたものでありますが、広く全ての国民に対しても保障していると解されております。

次に、２点目の本川の拡幅、浚渫についての御質問でございます。

まず、本川の拡幅につきましては、度重なる台風の襲来や河口部での高潮被害などにより頻発していた浸水の被害を受けて、抜本的な対策として平成１９年２月に広島県により「二級河川本川水系河川整備計画」が策定をされました。

この計画では、本川の広島県管理区間のうち、河口部の約２００メートルの区間において高潮対策として、防潮水門、防潮堤及び排水機場の整備を行うとともに、本川橋付近から下野町宮原付近までの約１．６キロメートルの区間で洪水対策として安全に流下させることを目的とした河川改修工事を実施することになっております。

この計画に基づき、防潮堤、本川河口堰の整備などが行われ、高潮対策が施工されてきましたが、河川の流下能力を向上させる河川改修については、現時点では事業化の見通しが立っていないことから、早期の河川改修事業着手に向けて、国の関係省庁や地元選出国會議員、県関係局に対して毎年要望を行っております。

次に、本川の浚渫につきましては、広島県において、道の駅たけはらの田ノ浦川の合流点付近で大量の土砂の堆積があることを確認しており、この堆積の状況を踏まえて、令和３年度に本川河口堰周辺及び田ノ浦川合流点付近の２か所において浚渫工事を実施すると伺っております。引き続き、本川周辺の市民の安心・安全な暮らしを確保していくため、国や広島県に対し河川改修事業の早期実施を要望してまいります。

次に、３点目の産業廃棄物最終処分場と水源保護条例の制定についての御質問でございます。

広島県は4月23日付で、JAB協同組合に対して産業廃棄物最終処分場の設置を許可いたしました。本市といたしましては、広島県や三原市などの関係行政機関と情報共有を図る会議等において、意見書の内容に関する情報交換とともにその対応を要望しているところであります。

また、現在、広島県が事業者に対して地元調整に関する指導を実施していると伺っており、三原市とも連携しながら、引き続きその実現に向けて広島県に働きかけを行ってまいります。

次に、産業廃棄物最終処分場を原因とする水質汚染・悪化につきましては、産業廃棄物最終処分場設置の許可申請において、申請内容の審査を慎重に行われ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められた基準を満たす設備、対応方法であることや、事業者が申請のとおり適切に対応することにより、地下水や水源を汚染するおそれはないと判断されたことから、許可されたものと認識をしております。

また、産業廃棄物最終処分場の使用開始後も、事業者は同法に基づき、定期的に水質検査を実施し、これを記録することが定められているとともに、広島県も産業廃棄物最終処分場に立入りをを行い、施設の管理状況や水質検査の書類の確認等を行うことから、これらの水質検査、立入調査と事業者への指導を適切に実施されることで、水質の保全は確保できるものと考えております。

次に、竹原市水源保護条例の制定につきましては、その内容や範囲が多岐にわたることが予想され、それにより製造業や農業等の事業活動や市民生活に大きな影響を与えることが考えられるため、指定する区域や対象等について慎重な検討が必要であり、今回の事案については廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく対応を適切に実施されることが重要であると考えております。本市といたしましては、今後とも、市民の安心を確保するため、広島県、三原市など関係機関と連携を図りながら、水質をはじめとした環境の保全に取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） まず1点目から再質問、行いたいというふうに思います。たしか1点目は答弁漏れかなと思いますので、私はこの日本学術会議の任命拒否の問題というのは国政の問題なのだけでも、学問の自由との関わり、これは全ての市民との関わりもあるわけですから、国政問題との関わりでの意見表明といえますか、これはやっぱり市長に

求めているわけでありまして、再度そういった、私の意見はそういった憲法第23条とか日本学術会議法、こういったことに違反するのではないかとということを今の任命拒否の問題で言っています。そういうことは、ひいては竹原市民の学問の自由にも関わるという思いがありますので、この点について国政問題だけれども、市長の意見はどうかということを確認して、再質問しておきたいと思います。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

国政に関することということと、市民の学問の自由という御質問でございますが、冒頭に市長が御答弁申し上げましたが、憲法第23条で規定されております学問の自由がこれを保障するというのが規定されておりますが、その中で御答弁しましたように学問研究の自由、研究結果発表の自由のほか、大学における教授の自由を保障するということを趣旨としたものということでございまして、市民も含めまして全ての国民に対して保障していると、介しているということでございますので、この答弁のとおりと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 国政問題での意見表明がなかなかされないということは大変残念でありますけれども、特に指摘しておきたいことは、この日本学術会議がどういった状況で発足したのかということを紹介しておきたいと思うのです。

日本学術会議というのは、戦時体制の中で科学者が軍事研究に動員された反省から、行政機関から独立した機関として1949年に設立されております。

それで、もう一つ紹介したいのは、設立した当時の吉田茂首相から学術会議発会式の祝辞ということも紹介しておきたい。当時の吉田首相は、「日本学術会議はもちろん国の機関ではありますが、その使命達成のためには時々の政治的便宜のための制肘、これは外部からの干渉のことですけれども、制肘を受けることのないよう高度の自主性が与えられているわけであります。」このように当時の吉田首相は述べています。

また、学術会議というのは、日本学術会議の発足に当たって科学者としての決意というのが出されておりますけれども、「科学者が取った態度について強く反省をした」と。

「今後は、科学が文化国家ないし平和国家の基礎であるという確信の下に、我が国の平和的復興と人類の福祉増進のために貢献することを誓う」と。「日本国憲法の保障する思想と良心の自由、学問の自由及び言論の自由を確保するとともに、科学者の総意の下に人類

の平和のため、あまねく世界の学会と提携し、学術の進歩に寄与するよう万全の努力を傾注すべきである」ということで、なぜこういった学術会議が発足したのかということを知り、我々は今考えるべきときではないかということ、指摘にとどめて次の質問に入りたいと思います。

次の質問は、本川の拡幅の浚渫についてでありますけれども、1つは浚渫は今年度2か所で行われるということがありました。そこで、再質問というのは、これまでも何回もこの浚渫問題に限っても要望を出したり、提起したことがありました。

それで、これは県の管理なのでありますけれども、市が事務委託を受けている分でもあります、内容でもあります。そこで、浚渫のことに関わっては先ほど答弁がありまして、そういう土砂が堆積しているということで、その河道断面の浚渫をする基準として、壇上で紹介したように河道断面の30%超の土砂堆積で浚渫しなくてはいけないという、一つのマニュアルといいますか基準がありますけれども、竹原市の現状というのはどれぐらい、河道断面の何%堆積しているのかということをお願いしたい。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（影田康隆君） 本川の堆積土砂の河川内の堆積状況につきましては、広島県におきましても特に平成30年7月豪雨以降はかなりの土砂が堆積しているというふうに広島県のほうも認識をされておられます。

本市としましても、広島県と同様に本川につきましては、多くの土砂が堆積しているというふうに認識しております。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） それは、誰が見ても、私もすぐ近所ですから土砂が堆積しているということは、何回も浚渫の要望を出したこともありますけれども、私が今聞いたのは、本来県のマニュアルといいますか、河道断面の30%を超える堆積があれば浚渫しなくてはいけない、浚渫の一つの目安ということの基準だと思うのです。

ですから、現在、今の堆積状況というのは30%を超えるというのは誰が見ても明らかなのでしょうけれども、断面の何%堆積しているかと、これを市が把握していないなら把握していないと正直に教えてください。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（影田康隆君） 本川の堆積状況につきましては、竹原市としましては測量等を実施しておりませんので、何%の堆積があるというふうには把握をしておりません。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） それが、今実態ですよ。それで、今後のこともありますから、来年度早く浚渫を2か所するのでしょうから早期にしてもらいたいというのは当然なのですけれども、今後の管理運営のことで提起したいのは、一つはマニュアルがあるわけですから、そして本川の維持管理、浚渫の維持管理が入っていないという決算もありましたけれども、維持費が入っていないということはありましたが、一つの維持管理として河道断面がどうなっているかというのは、大きく影響するわけですから、それは費用が要るのなら県のほうに要望して、それは定期的に、ここまで30%を超える前がいいのですけれども、把握してチェックしていくという。それは県の管理だけでも、市が事務委託を受けている分に限っては対応できるはずですけど、その点はどうでしょうか。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（影田康隆君） 本川の維持管理につきましては、本川の河口にあります排水機場、こちらの操作、運営、運用に関することにつきましては、竹原市のほうで管理を広島県から委託を受けております。本川そのものの河川改修、維持修繕、草刈り等につきましては、委託は受けておりません。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） もし委託を受けていないのなら、県のほうに要望をして、維持管理は市のほうにもやらせてくださいと、身近な問題として。私は本川の蓋とかいろんな分の維持管理は入っていると前に聞いていたから、それが400万円費用が入っていると維持管理は聞いていたから。あなたがそれは今ないと言われるのだから、チェックして400万円出ている維持費は何に使っているのかを、もし今日は報告できないのならまた後日していただきたいと。

それから、本川の拡幅、浚渫に代わって拡幅ということが大切な事業ですけれども、先ほど壇上でも言いましたように、広島県自身が2007年、13年前に拡幅するという改修計画もつくっています。しかし、壇上で申し上げたように、これは13年以上放置されているわけです。率直に言って県の怠慢です。こういう指摘をされても仕方がない状況です。それは結果論になりますけれども、2年前の豪雨で相当大きな雨が降りました。豪雨で特に本川の流域での浸水被害が発生していると、ですから結果論だから後から言っても仕方がないという面ではなくて、こういったことはぜひ教訓にして早急に、計画が13年も放置されている、できていないのは異常です。ですから、ここはぜひ市長の決意で、1

3年も放置状態なのだよと、県に怠慢という言葉がいいかどうか分からないけれども、そういった市民の批判を受けるよと、早急にぜひこの拡幅計画を実行すると、そうしてくださいと、市長の決意を聞いておきたいと。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（影田康隆君） 本川につきましては、平成25年に一旦本川排水機場の高潮対策が完了しておりますことから、県の平成28年、つまり2016年に策定された現行のひろしま川づくり実施計画におきましては、賀茂川の竹原から東野町にかけての河川改修が位置づけられておりまして、賀茂川の河川改修を先行して実施している状況でございます。

賀茂川の改修は、おおむね令和14年度、つまり2032年まで、これに対しまして本川のほうは令和18年度、つまり2036年までが事業期間となっております。そのため計画上是、賀茂川の河川改修が先行されることとなりますけれども、おおむね令和18年度の完成に向けて、いずれ本川の洪水対策にも着手されるというふうに考えております。

本市としましては、一年でも早い事業着手に向けて要望を引き続き行っていきたいというふうに思います。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） ぜひこういった18豪雨のような教訓を生かして、二度とそういうことが、被害が拡大しないように早急な拡幅の工事を実施できる取組を、市長が先頭に立ってやっていただくように強く要望したいと。

それから、3点目の問題に移りますけれども、本郷産廃場の問題では、地元の協議事項、市が県に上げた意見書の中の第1点目を私はここで提起いたしました、質問として伺いました。要するに、協議を通じて水資源の保全等に対する不安を払拭し、信頼の醸成に努めるように指導するという1項目めが守られずに、工事だけがどんどんどんどん進んでいる。県の管轄かもしれないけど、竹原市は何をしているのかと、市長が本気でこういった水源を守る立場で働いてくれているのかなという不信感があるわけです。ですから、これは県との申し入れた協議をきちっと、もう一回説明の場を、本来私が言いたいのは工事を中断してでも地元との協議をきちっと行い、そこでの安心・安全にできるような地域住民との話合いの場、合意の場という前提が必要だと思いますけど、そういった最低限1項目めの実施は、最低限の約束として守っていただくような取組を竹原市としても必死にやる必要があるのではないですか。そこはどうですか。

議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 今回の本郷の産廃処分場の建設に関わりましては、これまでも何度か御答弁させていただきましたけども、県により事業者というのは指導管理されるというのは、議員も御承知いただいているところでございます。そうした中で、建設許可の条件としては、今議員の言われた地元との協議、こういったものを完全に実施した後でないと工事は進められないということにはなっておりません。そうしたことから、本市といたしましても、県の指導の部分におきまして、許可はされたがその後も引き続き地元の皆さんへの安心に関わる説明、こういったことに対しましては努力をしていただくようにということで、県のほうから指導をしていただいていると、そういうことでございますので御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） ぜひ市長に答えていただきたいのは、今の部長の答弁は、要するに県の管轄の仕事だと、それが基本になっている。もう一つは、地元協議の問題も協議が調うといいますか、合意といいますか、これは条件になっていないと。それは事実なのでしょうけれども、いろんな行政と色々な事業に対して住民の最低限の説明と納得といいますか、合意が必要なのでしょうけれども、せめて十分な説明と納得ということは最低限ないと、いろんな面の事業を進める上では基本中の基本ではないでしょうか。それが広島県の管轄だから、それが協議の場の条件になっていないから、だったら竹原市は何をするのですか。これだけ大切な水源の問題で、いろんな多くの署名が集まって、いろんな不安を抱えて、その不安が残ったまま工事だけはどんどんどんどん進んでいる。どうしろというのですか。これは、やり方はもう方法はないという、市長、考えなのですか。そこは、市長考えてください。

議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 議員御指摘の竹原市として事業に対して何かをする権限を持っているかどうかと言われますと、何度も申し上げますけども、竹原市という一つの自治体が今回の事業に対して、業者に対して何かしら物を言うという立場というのは法的にそのようになっておりませんので、どこまでも指導監督・許可を含めた、それを県のほうで適切に実施していただいておりますので、その指導の中で地元の、今回の許可に当たっても、意見として地元への説明が完全ではないという意見の下に許可を出している状況もございますので、県自身も引き続き地元の調整といいますか、そういったことに対し

まして引き続き指導をされております。本市の意見書として提出させていただいたことも、まさにそのことでございますので、そうした意味で引き続き県と、あるいは三原市さんと本市で定期的といいますか、協議の場を持っておりまして、その中で引き続き県のほうから強い指導をしていただくようお願いをしている、こういう状況でございますので御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） それでは、具体的な中身に入りたいと思うのですが、まず第1点目の市が県に上げた意見というのは、地元協議を通じて水資源の保全等に対する不安を払拭すると、信頼醸成に努めると。だから、不安払拭が第一ですね。ですから、今私が知っている限りは、この間地元関係者はそういう不安が払拭されていないということで、市も再度そういう、私の6月議会の質問のときには県が調整してやっている、今回も調整してやっていると言うのですが、具体的にこの間住民の不安が払拭されていないことに対して、県とか事業者とかいろんなところへのアプローチはあると思うのですが、竹原市として具体的な協議の内容、不安を解消するために広島県なり、竹原市なり、事業者なり、どういった取組をして不安を解消しようとしているのかと、その内容についても把握をしているのでしょうか。そこを聞かせていただけますか。

議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） まず、広島県に現在お願いしていることといたしますのは、何度も申し上げますけども、業者に対して地元に対する、一番簡単に言えばしっかりと説明をするようにという指導をされております。それが、現在のところなかなか進んでないので、その部分を県としてはしっかりと努力するようにということを指導している、ということでございます。ということで御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 地元への説明、不安払拭のための説明をするように、何回か回数がかればあと補足してもらいたいのですが、業者に言われているのでしょうか、実際それが実行されていない。ですから、地元住民の不安は解決は解消できませんよね。今、解消していないというのが事実だと思うのですが、それで、一つは業者の姿勢にも大きな問題がありますけれども、何回、県のほうが業者に指導しているのか、その後報告できればしていただきたいのだけでも、そういった地元住民の不安を解消してくれと、十分な説明をしてくれと業者に県のほうなり、私は竹原市も言うべきではないかと思

うのですが、何回ぐらい県のほうは業者に言われているのか。竹原市としても独自でも業者にそういったアプローチはしているのかどうかを確認しておきたいと。

議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） これも、申し訳ございません、同じような答弁になってしまうのですが、まず業者と竹原市、これは今回の建設、一連の法律行為といいますか、許可に対する行為等の中で一切直接話をする場面はございません、竹原市と業者が。そうした中で、県のほうは許可の時点におきましても、説明が必ずしも完全ではないという意見を添えて許可を出されております。それで、その後、県は当然建設が進む段階、時々に応じましてその地元の皆様への丁寧な説明、こういったことを実施するよう指導されています。ですから、何回とかというわけではありませんし、当初からそういった業者への指導は行われている。市と県と、行政の連絡調整、こういった場で、市長答弁にもございましたように、その時々に進捗状況というのはお伺いするわけでございますが、そのときに引き続き現在の、本市が県のほうに要望させていただいておりますこと、これを一日も早く実現するように引き続き御指導のほうをよろしくお願い申し上げますという形で協議をしているものでございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 市と業者と直接そういった場はないと言われるけれども、それは竹原市として、それは法律上はいろいろ制約があるのは承知しているのだけれども、私がぜひ考えてほしいのは、これは以前にも紹介しましたけれども、平成4年7月2日付でいろいろ協議した後、これは田万里の産廃場の件があるのですけれども、この竹原市長として広島県に保健所に処分場のお願いといいますか、竹原市としての意見といいますか、これを上げているわけです。それと同じ分を事業者にも、そういうスペーストラストにも、当時の会社の事業所にも竹原市長として意見を出しているわけですね。ですから、それは今の部長答弁というのは、あまりにも無責任と言われても仕方がない答弁ではないでしょうか。当時のこの市長は田万里の産廃場に対して、いろんな市議会の協議とかいろいろ調査しました。いろいろけんけんがくがくやって、結果的にはいろんな竹原市の水源の汚染のおそれがあるということで、市長名で県にこういう計画はやめてほしいと、事業者に対してもそういうお願いをしたいということも、市の意見を直接事業者と県に上げているわけです。なぜこういったことが、今上げられないのですか。そこは市長ぜひ、なぜ上げられないのですか。当時の市長はこれを行っているのに、今回の大切な問題であれだけ署

名が多く集まって裁判も起こっている、こういったことに対して竹原市は県のこと、そんなことで済まされるのですか。当時の市長は上げているではないですか、県の保健所にも上げているし、事業所にも意見を上げている、こういった計画があるけどもやめてくださいと。なぜ今回は出せないのですか。

議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） すみません、平成何年かというのは私のほうで記憶しておりませんが、確かに当時教育民生委員会でしたか、議会のほうからそういった御要望をいただいたことはございます。そうした中で法律に基づく意見ではございませんけども、一定にはそうした文書を出したというのは私も記憶しております。そうした中ではありますが、結局その文書につきましても県の御見解のほうは、こういった具体性のない理由では業者に科学的な根拠を示すことができない内容では業者もそれについては明確に、本市の意見は内容としては聞くだけのような形で終わっているというのは、当時の新聞にも書いておりました。

そうした意味で、何度も申し上げさせていただきますけども、今回の事業に対しまして、産廃法の規定に基づいて事業を実施されておりますので、本市がこの事業に対してやめろとか、遠慮してくださいとかというようなことを業者に対しましても、県に対しましても、それは言えません。ただ、どこまでも市民の皆様の不安を払拭するということは、当然市としてございますので、その部分の努力を県のほうに強い指導をお願いします。こういった形で、現在要望を引き続きさせていただいているというのが現状でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 今の部長の意見は、本当におかしいですよ。当時の平成4年7月2日付で市長が広島県の保健所長に出している、あるいは市長が当時の事業所宛てに出しているということで、根拠のない意見は云々と言われるけど、それは当時の議会とか当時の市長に対して失礼ではないですか、そういう言い方をするのは。そこをちょっと紹介すると、当時の市長が広島県の保健所に上げた意見書、お願いということなのですけども、ここに書いてあるのは、今まで議会、常任委員会にも協議を申し上げ、あらゆる角度から慎重に検討してきましたと、御承知のとおり竹原市は上水道の水源を賀茂川水系に求め、その地下水を取水しておりますと。これらの処分場の排水が将来にわたって上水道に影響がない旨の明確な科学的根拠が乏しい。はっきりこう言っているわけです。逆に汚染しない科学的根拠はないではないかと、市としてもそういう意見を上げているわけで

す。こういった市長の見解とか、議会と慎重審議した経緯をあなたは根拠がないものだと言って切り捨てるわけですか。市長はそこに対してどうですか、こういった当時の県や事業者に上げた保健所のことに對して、あまりにも失礼ではないか。今そういった部長が科学的根拠がないですよ、根拠がないものでしたよというに對してこれだけ議会として慎重審議して、市長もこういった汚染のおそれがある、だからやめてくださいという意見を上げている。こういった声を無視するのですか。ぜひ、市長が答えてください。

議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 申し訳ありません。先ほどの、根拠のないという評価は文書が一方的に出されたもので、それが新聞報道によりますと、文書を受けた県の見解としてもそういうことではなかなか指導ができませんよねという、当時の新聞の取材の状況がそうであったということでございます。

繰り返しになりますが、この事業につきましてはどこまでも市が事業者に対して、市は県に対しては今回の許可に当たりましてそういった3項目の要望を含めた意見をもう既に言わせていただいております。事業者に対しては、一連の事業進捗に対する一連の行為の中で市が直接事業者に対して何かを言うという、権限も含めましてそういったこともございませんので、現在といたしましてどこまでも県に對しまして、そういった住民の皆様への不安の払拭に資する、そういった丁寧な説明、こういったものをしっかりとさせていただくように、指導をしていただくように要望を続けているところでございますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 産廃処理場の設置の許可というのは、県が持っているというのは何回も聞いていますよね。だから、県の許可の分を市長が答えとか言っているわけではないのです。市長が県が持っている権限を、私のところはこれは駄目だということを言ってくれと、権限のことで言っているわけではないのです。今の紹介した分は、これは平成4年7月2日なのですけれども、いろいろ田万里の産廃場、処分場の問題が起こって、当時私もその議員の一人でしたけれども、現地に視察に行ったり、いろいろ協議を議会の中でもけんけんがくがくやりましたよね、何回も。それをやった結果、議会としてもいろいろ水源の汚染の分は、汚染のおそれがある分は困るということで市長に申入れを入れて、市長のほうから県と事業所にこういった意見を上げたわけです。だから、意見を上げることは設置許可の権限がなくてもできるじゃないですか、こういうこと。だから、今権限の

あるなしにかかわらず、いろんな市民の不安が払拭されていない現状では、払拭のための第一の手段を実行してもらおうと、そのためのあらゆる努力をすべきではないかと言っているわけです。

もう一つは、そういった努力を積み重ねて、現在も業者は聞く耳を持たないと言われても仕方がないのに工事だけはどんどんやっている。誰が見てもおかしい、将来の不安が払拭されていないのに工事だけどんどんやっていく。これで納得する人がいますか。特に井戸水とか、下流域の水源。市長も団体のトップじゃないですか。当時の市長が、議会の協議もあったし、しかし市長としてもこれ以上産業廃棄物処分場が造られると、そこから出る排出水が将来にわたって上水道に影響がないという明確な根拠が乏しいのだと、はっきり言っているじゃないですか。なぜ、こういうことがあなたは言えないのですか。市長、そこはあなたの責任で答えないと、部長に答えさせてはいけませんよ。あなたがきちんと、当時の市長が答えとるわけだから。だから、もしそれで、こういった汚染、私は心配だし、市民の多くの人が心配、しかしあなたが汚染は絶対にそういうことは起こり得ないというのなら、この場で市民にはっきり言って、私はこういう意見は出しませんと、それは汚染の心配が絶対にないからだというように言い切ったらどうなのですか、ここで。そしたら、市民は市長がそこまで言うのならということになるかもしれない、それは根拠を示さなくてははいけませんよ、そこは市長が言わなくてははいけません。どうですか。

議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 何度も同じことを答弁いたしまして大変申し訳ございませんが、前回の平成4年のときの意見書といいますか、お願い文書でたしか出していると思います。それは、いわゆる法律の基準とか、いろんなものとは別に当時教育民生委員会でこの産廃場の危険性といいますか、心配な部分をしっかり議会としてもまれました。その結果、教育民生委員会の委員長の方から何らかの形でそういったお願いの文書を出してはもらえないかというのを受けまして、当時の市長が一方的にはなりますが、そうした文書を出されたという経緯でございます。今回につきましては、市全体の議論の中で、例えば本当に今度の本郷の産廃場の危険性、こういったものがいろんな角度から議論をされて、まさに危険性が高まる、こういった議論になっている状況ではございませんし、これまでも何度も申し上げましたが、現在の産廃場の建設というものは計画どおりに適正にされればそういった危険性は少ない、こういった判断の下で県が許可をしておりますので、そういったことで御理解のほどよろしくお願いします。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） あなた方が、私は市長に明確に答えてくれと言っているのに答えないから、市民の不安は解消できないのです。当時の市長は、いろいろ設置許可が、当時の法律が許可があつて今なくなったということではないのです。いろいろ議会でもけんけんがくがくやったり、それで市長としてもそういうことを受けてというのはあります、確かに。私も当時おりましたから。しかし、こういった市長として判断が田万里が上流にこれ以上産廃場ができたなら、上水道に影響がない明確な科学的根拠が乏しいのだと、だから計画はやめてほしいと、そういった指導を県に対して業者にもそういう指導をしてほしいと、計画をやめてほしいという指導をしてほしいということを市長として出しているわけです。だから、何で今出せないのかというのは、あなたは答えないじゃないですか、一つも。だから、市民の不安が解消できないのですよ。何回も同じ答弁をしたらいけないよね、市長が答えれば済むことではないか。もう一回最後に聞きますよ、この件で。だから、市長が答えてください。意見を当時の市長が出されて、なぜ今回、同じ産廃場なのですよ。同じ賀茂川水系なのですよ、場所は違うにしても。汚染の心配というのは、当時の市長の判断と今のあなたの市長の判断もできるではないですか、同じ賀茂川水系で。今度はよその水系でまた新しい調査をしてみないと分からないという話とは違うのですから。前は田万里川、今回はこういった本郷の分だけでも、この賀茂川に流れる、それは間違いないわけですから。影響が全くないという科学的な根拠をあなたが明確に示して、絶対に大丈夫だという明言を言うか、こういった当時の同じ状況なので、広島県や業者にも今からでもこういった工事はやめてほしい趣旨のお願いなり、お願いでもいいですよ、意見を上げればいいではないですか。何でこれができないかということを行っているのよ。

議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 先ほど来、議員のおっしゃいます市民の皆様の不安の部分でございます。そうした部分につきましては、現在裁判のほうで行われておりますが、どれだけ具体性があるかというところは、今現在裁判のほうに委ねられている状況、司法のほうに委ねられている状況がございます。それらを踏まえまして、今後市としてできることがあれば考えていきたい、このように考えております。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 私は、市としてできることをやらないから問題にしているわけです。できることがあればやりたいって、やればいいではないですか。意見を上げることは

できるではないですか、今でも。これは市長に何回聞いても、市長が答えない。極めて無責任ではないですか。

では、この1項目の意見、市が自ら出した意見の分で聞きますけど、いろんな説明をして市民の払拭をするための努力を調整をすると、そういう場合調整がいく場合といかない場合がありますよね。私は、今の状況ではいけないという、そういった見通しが強いのではないかと思いますけど、いかなかった場合とか、いつまで待って、工事はどんどんどんどん進んでるわけだから、一定の、1か月ぐらいのめどをつけて調整をやっているけども、もうこれ以上見通しが立たないと、地元住民への説明会をやって払拭することができないという2つのパターンがありますよね。説明できる、説明しない、そういった見通しは早急に立てて、できなかったらどうするのかということも考えなくてはいけない。それがもう今は工事が進んでるわけですから、せめて今年中にそういった1項目めの調整ができるのかどうか、できなかった場合は市としてどういう対応をするのかということをお願いしておきたい。

議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 現在、県のほうからそういった指導のほうをしっかりとさせていただいております。いつまでにという議員のほうの御質問でございますけども、これは県の指導のほうにはそういった基準といたら、また議員いろいろ御指摘いただくかも分かりませんが、どこまでも指導を続けていく、県としては指導を続けていく、市といたしましては根気強い県のほうの御指導のほうをお願いしていく、こういったことになりますので、いつまでにどうこうということにはならないと考えております。

以上です。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 何か事態の緊急性というのが、市長もそういう認識はないのかも分からないけども、せっぱ詰まった状況が今どんどんどんどん進んでるわけです。これを指導は県が持つのだ、だから市としては県に指導してもらわないといけないけれども、市としては指導で住民の不安が払拭できる見通しがあるのかないのか、見通しが立たなくて断念した場合はどうするのかということの選択肢は考えていて対応する必要があるということに対しても、あなた方は答えないわけですよね。ですから、そこは市として極めて無責任だという批判を受けても仕方がない事態が、あなた方の答弁であると。

それと2点目に関わる問題、同じJABの組合が広島県広島市安佐南区の上安町で事業

を営んでおられて、これも同じ安定型処分場ですよ。それで、部長の今までの答弁では、そういった法律に基づいて設置基準があつて、設置基準を守って申請どおりやっていたら水質が悪化する、汚染することはあり得ないという説明だというふうに、私は理解しているわけです。だから、5品目というのはそういった変化しないと。廃プラスチック類やゴムくず、金属くず、瓦礫類、ガラスくず、この5品目ですけれども、この5品目は埋め立てても変化しない、有害物質は溶け出さないということが大前提です。それは、あなた方が説明してきた。しかし、上安町の状況、私も現地に調査、確認に行きましたけれども、上安産廃処分場、広島市安佐南区にありますけれども、この産廃場の調整池、直近の排水されるところを写真もこういった住民団体、産廃問題を考える会、何団体か調査されて写真でする報告もありますし、私も現地へ確認に行きました。

それと、本来安定型だから、さっき言った5品目だから変化しない、悪いものは出てこないということが前提なのだけれども、私も実際そこで確認しました。こういった住民団体の方も現地で確認されています。本来、泡とか臭いとか、水質が悪化したり変化したらいけないのが変化していると、悪化していると、汚染していると、こういった事実に対しては、市としてどう考えたらいいのですか。

議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 広島市上安にあります産廃処分場の施設から汚染水といえますか、基準をオーバーした水質のものが流れたということは、私どもも承知しております。そうした中で、広島市の場合は政令市でありますので、広島市自体がこの産廃処分場については設置の許可であり、また指導をする担当部を持っておりますが、そこに確認させていただきましたところ、広島市が実施した水質検査では排水の基準超え、いわゆる一部排水の基準を満たさないものが出たということが認められた。広島市といたしましては、直ちに事業者に対して維持管理基準が遵守できていないのですぐ対応をするようにと指導した結果、現在は基準内で排水されているという、改善されているという回答をお聞きしております。

こうしたことから、施設運営後の竹原でいいますと県の指導ということにはなりますけれども、広島市さんが立入検査や改善指導、こういったことを実施されまして現在水質の安全が確保されている、このように認識しております。

以上です。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） これは、中国新聞で11月5日付に載っている、これは上安の産廃場の問題、排出水の問題も取り上げています、書いています。ここには、環境学会の熊本学園大学の教授の方が、先ほど私が言ったように、安定型の処分場なのに水が泡立つもの、臭いがするもの、あり得ないと言っているわけです。だから、私がさっき言ったとおりですよ、5品目は埋立てしたとしても変化や変質はしないと、だから泡や臭いやそういうことがあってはならないということです。だから、今答弁があったのは、基準値まで水質汚濁防止法の関係かもしれませんが、基準値までの汚染といいますか、水質の変化があってもいいと私は言っているわけではないのです。ここに書いてあるのは、環境学会の専門家の方が言っているのは、安定型処分場だからそこから出る排水は、水や泡や臭いはあり得ないと、出てはいけないと、しかし現実には起こっている事態は市としてどう捉えるのかということを聞いている。

議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 市としての捉えということでありましたら、それはどこまでも運営をされている間にそういった水質の変化、こういったものがございましたら、直ちにそういったことに対応するように業者のほうに県を通して指導をしていただく、市の立場といたしましてはそうように考えております。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 私の理解の仕方が間違いなのかな。今まであなたのほうから説明したのは、産廃の問題は。私のほうは、安定型であってもいろいろ物質そのものが変化する、変質する、有害物質が含まれるとか、あとは外部からそういった安定型の中に有害物質が付着して溶け出すとか、汚染するとか、いろんなケースが考えられるわけですがけれども、環境学会の専門家の方が本来はあってはならないということ、水や臭いや泡が出るとかが起こっているわけです。ですから、安定型5品目と言われるけれども、そこはいろんな有害物質の混入とか含めたり、物質の変化が起こったりということはあるというような認識でいいのですね。

議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 安定5品目のことにつきましては、これまでも申し上げましたが、現在の国の環境基準、そういった産廃場設置に関わる基準の中では、一定にはそういった大きな環境への負荷を高めるということはないという前提の下に基準が求められておりますので、その基準どおりに事業を進めていただければ一定にはそういったことが

起こらないということになろうかと考えております。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 何回も言うのだけでも、さっき紹介した安定5品目とは埋め立てでも物質そのものは、品目そのものは変化しないということ、雨水とかいろんな劣化が、経年劣化で変化しないと、あとは有害物質がそこに混入することもあるってはいけませんよね。あってはいけないことが、泡とか臭いとか起こっている、それはなぜなのかということを行っているわけです。

もう一つは、今この本郷の問題でいえば、地下水とか含めて井戸水を飲んでいる竹原市民の方もおられます。だから汚染された場合、井戸水が飲めなくなるのではないかと。そういった今後、処分場ができたなら地下水を通して汚染されて井戸水が飲めなくなるのではないかという心配もあります。ですから、こういった本来泡や臭いや水質の悪化、変化が起こってはいけないことが起こっているということを、我々は現実を見なくてはならないし、いろんな各地の例で裁判闘争も起こっているという現実是我々は見なくてはならない。しかし、設置基準どおりやったとしても、それは起こっているということは、あなたは明確にそういう基準どおりにやれば、今でもそういう汚染はないということを明確に言えないということは事実だと思うのです。ですから、繰り返し言うように、上安の状況はどう捉えるのかと、あなたが言ったことの考え方が破綻しているのではないかと、汚染しないということが汚染している、この事実だけは認めますね。

議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 今回の新聞報道にございましたことは、本市といたしましても承知しております。そうした中で、そういったことの対応につきましては、基準に基づいた県の指導等に基づきまして、そういった今回の上安も一定には解決を見ている状況でございますので、本市としてはということでございましたら、どこまでも適正な県の指導、こういったことに基づきまして水質の保全は図れるものと考えております。

以上です。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） もう一回確認したいのは、今井戸水を飲料水として飲まれている方も何件かあります。こういった方は、水道法という基準値がありますけれども、そういう方は水道法の基準値を、少なくとも測る基準があるわけですから、基準値を超えたら飲めなくなりますよね、飲んではいけないことになります。ですから、安定型処分場が今回

本郷にできたとして、そういった井戸水を飲んでる方も影響はないといえますか、変化水質は起こり得ないと、あつてはいけないことは事実なのに上安町は起こっているわけですから、私は心配しています。だから、市としては起こり得ないという、こういうことから起こり得ないということをもう一度説明してもらえますか。

議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） すみません、なかなか私の御答弁のほうで御理解いただけないかと思いますが、市といたしましては、今回の事業に関しましては法に基づいた適正な運営、それを県のほうがしっかりと監視、指導、管理していただいております。そうしたことに基づきまして、水の保全・安全が確保されるものと理解しております。

以上です。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） もちろん上安町のJABの事業運営というのは、法に基づく適切な運用をしてなかったからこういうことが起こったというふうに考えていいのですか。

議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 一定には、広島市さんのほうも指導はされている状況だと思います。そうした結果、今回一部水質に基準を超過するような状況が一時的に生まれたというのは事実でございます。その後、広島市さんのほうがしっかりとその改善指導を行われまして、現在は基準内に収まっている、そういったことで運営されている、こういうことでございます。

以上です。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） だから、私もさっき言った井戸水の関係でいえば、大変心配を払拭することはできないのです、心配が残るのです。それは産廃法の基準、それは水質汚濁防止法という基準だと思いますけれども、それは水道法の10倍高い基準で測るようになっていますよね。ですから、私が今言った井戸水を飲む人は水道法の水質基準がきちっとあつて、それより10倍高い緩和した基準値で測っても実際井戸水を飲むことができない、こういったおそれがあることは事実でしょ。ここまであなたが否定することはできないでしょ、根拠が明確に答えていないわけだから。ですから、私はそこを心配するわけです。いろいろ安全だ、大丈夫だと言ってきたけれども、上安の場合は適切な運営がされてなかったということになるのでしょうかけれども、実際に泡や臭いが起こっている。基準

値さえ超えた分があった。基準値というのは水質汚濁防止法だから飲み水よりは１０倍高い基準の値です。ですから、ここはやっぱり慎重に考えなくてはいけない。

それで、竹原市としてできることはいろいろあります。最後に提起したいのが、竹原市で水源保護条例をつくったらどうかということも提起しました。しかし、答弁ではいろいろ条例つくった場合は対象問題とかいろいろ難しいのではないかという消極的な答弁しか出てこない。しかし、私が今この産廃場の問題でいえば、竹原市の水源保護条例をつくって、いろいろチェック、監視していくということは、この条例がなくてはできません。ですから、ここで確認を含めてお伺いしたいのは、産廃場に特化した水源保護条例というのはつくることは可能ですよね。

議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） まず、水源保護条例をつくることが可能かどうかということとで御答弁させていただいてもよろしいですか。

まず、水源保護条例の検討につきましては、地方自治法の第１４条第１項の条例の規定等がございます。それは、法令に違反しない限りにおいて同法第２条第２項の事務、いわゆるその地域において団体が行う事務に関し条例を制定することができます。この条例は、その効力が及ぶ範囲といたしまして、当該地方公共団体の区域内においてのみ効力を有し、当該地域に居住する住民、場合によっては滞在者に対して適用されるという定めがございます。したがって、例えば議員の御提案の竹原市水源保護条例を制定をしたと仮定いたしましても、三原市に建設されている産業廃棄物最終処分場にそのまま適用するということはなかなか困難ではないかというところが、竹原市の水源保護条例をつくる意味合いから考えますと、そこが大変困難であると、このように考えております。

議長（大川弘雄君） １４番松本進議員。

１４番（松本 進君） 私は、水源保護条例を制定したということで、先ほど答弁いただいたのは、竹原市が水源保護条例の制定につきましては、その内容とか範囲が多岐にわたる、だから慎重な検討が必要ですというような答弁がありました、一つは。ですから、私は多岐にわたるというよりは、今問題なのは産業廃棄物に特化した、産業廃棄物の事業に、これに集中した条例はつくることは可能ではないですかということを質問したわけです。

議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） まず、本市の水源保護条例の考え方。本市におけます水源

保護条例の制定ということの検討経緯、こういったところを少し御説明させていただきますと、平成5年2月、当時松本議員と元議員の協本議員の強い要請を受けまして、当時総務水道委員会に素案を示した、こういった経緯がございます。その経緯の中で、委員会の中で審議を重ねていただきまして、そのときの整理といたしましては、廃棄物処理法でありますとか、水質汚濁防止法、こういった上位法に定められている法定基準などと新たにつくろうとする保護条例との間の整合性でありますとか、先ほど市長答弁にもありましたが、水源保護条例がもたらす市内の事業活動や農業、市民生活への影響、また企業誘致の阻害要因になるなど、たくさんの御意見が出され、結局これは成案とはならなかった。こういった経緯がございます。

そうした中で、現在の本市としての立場といいますか、水源保護条例に対する認識というものは、その当時と同じものをそのまま、考え方は大きく変わったところはございません。そういうことで、まず本市の水源保護条例の制定についての考え方はそういったところであり、もう一つは議員が水源保護条例の中でそういった産廃に限っていろいろな制限条項を持つことで、そういった条例を制定することが可能かということにつきましては、なかなか難しいというふうに考えております。

以上です。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 産業廃棄物処分場の建設、これに特化した条例はいろいろ遠回しだけでもできないと、つくったらいけないということは今言われませんでした、難しいという答弁はありましたが、不可能だということは言われません。

それで、もう一つ私が具体的に提案したのは、今市としてできることを私は提案しているわけであって、1つは水源保護条例をつくる、その内容というのは、産廃場、先ほど住民の不安の払拭というのがありましたけども、水源保護条例の中の一つの柱は産廃場建設に関わって、住民への十分な説明、合意を図りなさいということを1つ柱として入れる必要があると、壇上で紹介しました。

2つ目には、建設前と建設後の水質の継続的なチェック、これをやる必要がある。しかし、それをやっておかないと、建設前と建設後と比較しないと、建設後の分だけ問題が起こって測っていたら、前の分が分からないわけですから、原因究明がなかなか困難になってくるということで、水源保護条例をつくってこそ初めて建設前と、今からでもいいですよ、建設前と建設後の水質をチェックする、これが2つ目の柱です。

3つ目は、あってはいけないのですけども、現実には上安の産廃場のことを言いました。こういった産廃場を設置された場合、不幸にしてこういう水質の悪化、変化が起こった場合はその原因を究明すると、その間には事業者の協力で運用を停止してもらおうと、それで原因究明、解明に協力してもらおうと、そういった柱は法律を超えた内容だということなのですか。私は、法律の範囲で地方自治としてできる範囲の内容だと、水源保護条例の、細かいものは別として。今の3つの柱は水源保護条例がないと、逆に竹原市としてそういった汚染に対するチェックや監視することができない。せっかく環境基本条例という基本理念があってもこういった水源保護条例がないために、部長の答弁は消極的な答弁しかできない。これは市民の汚染に対する不安を解消することはできません。今、できることは、条例を竹原市がつくることです。つくって、今3つの柱を中心に明記して、監視チェックすると。これは法律を超えるものではないと考えますが、そこはどうですか。

議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 先ほど来、議員御指摘の部分でございますけども、これはどこまでもそういった別の条例、特別な条例に委ねてすることではございません。どこまでも廃掃法、これが今回の建設に関わっての、いわゆる廃棄物処理及び清掃に関する法律、これに基づいて対応される、これが一番重要である、このように本市としては認識しております。

以上です。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 私は、水源保護条例がないと、独自のチェックや監視や、それができないよと言っているのです。今の法律の中で安全でおいしい水が確保されている、市民の方が納得しているならそれでいいのですよ。しかし、現実には上安町の事態が起こっているじゃないですか。それで、私も上田万里の問題も泡や臭いや下に黒いものがたまっているということを何回も前の議会でも言いました。これがなぜ起こっているかというのはチェックしようと思ったら条例をつくるしかないじゃないですか。ですから、市長、最後に3つの柱を中心にして、これは法を超える内容ではないです。産廃処理法の法律を超えるものではない。説明責任で業者にそういった住民合意を義務づける、水質のチェック、前と後をチェックする、不幸にしてそういった事態が起こった場合は業者の協力で原因究明してもらおうということは、最低限市が今緊急にやらなくてはならない、そういったことだと思いますけれども、ぜひ市長がそこを答えてください。それで、市民のために私

は竹原市の水源を守るのだという決意を示してください。

議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） すみません。議員御提案の条例でいろんな規制を加えるという議員の御発想でございますけども、これにつきましては条例で法律以上の規制でありますとか、そういったことを制定することは、その法律に違反するという、こういうものでございますので、その辺は御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） そこは言っているじゃないですか。今、私が3つの柱とした水源保護条例を竹原市はつくる。その3つの柱というのは、法律を超える、違反するような内容なのですか。内容ならこういうふうで違反しますということを明確に示してください。

議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） すみません。時間ありませんので、先ほどと同じようなことになりますけども、法律にある以上のいわゆる規制に関わる部分に関して触れることが結局条例がその法律に違反する、ということになりますので、そのように御理解のほどよろしくお願いします。

議長（大川弘雄君） 以上をもって14番松本進議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により午後1時まで休憩いたします。

午前11時29分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（大川弘雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

質問順位2番、吉田基議員の登壇を許します。

12番（吉田 基君） 先般、中国新聞のオピニオン欄、記者縦横で、竹原支局山田記者の「本庁舎移転、早く道筋を！」が掲載されておりました。この中では、財政が厳しいとの指摘と同時に、最後に庁舎移転の展望を早く示されるようにと締められております。まさに竹原市における状況は、何ひとつ明るいものはなく、将来的に希望を見いだせるものはありません。吉名出張所、荘野出張所は来年の4月に閉鎖するということであります。地域の人たちは、大変寂しい思い、気持ちを抱くだろーとこのように思います。市民の一人として、私自身素朴な気持ちを申し上げますと、本当にだんだんと気が萎えてくるような、この先も明るい兆しがないのではないかと、市に対する将来の先行きに心もとない気

持ちとなり、残念でなりません。

市庁舎問題では、竹原にとっては本当に一番の悩みであり、真っ先に手をつけなければならない課題でございます。市長が就任して3年が経過いたしております。中国新聞の山田記者の言われているとおりだと、私も強く思っており、公平中立の立場からの率直な意見として受け止めました。

また、簡保センターの件についても大変気になっております。今後、どのようにしていかれるのか、市長の考えをお聞きしたいと思います。

さらに、市庁舎移転に関して、商工会議所との話はどの程度進んでいるのか、どのような手法で取り組んでいくのか、具体的な進捗状況についてお尋ねいたします。あわせて、美術館、図書館についての展望もお聞かせください。

次に、平成の初め、竹原市は今から約30年前、芸南の中核都市5万人を目指すと目標を掲げて、区画整理事業、公共下水道事業、国道432号をはじめとする幹線道路、その他の事業を進めてまいりました。しかし、現在、竹原市の人口は2万5,000人を切り、目標に届かないどころか将来の展望を見いだせない状況と言っているのではないのでしょうか。

今、問われているのは、竹原市のこれからの将来をどのように切り開いていくか、課題を一つ一つ解決していき、着実に一步ずつ前に進めることではないかと思います。

広島中央環境衛生組合を構成する東広島、竹原市、大崎上島町のごみとし尿を広域的に共同処理するための最新の施設について、令和3年10月の供用開始を目指して建設が進められております。2市1町で稼働中のごみ焼却施設3施設と、し尿処理施設3施設を同一敷地内に集約することにより、効率化と建設コスト、処理コストを軽減することができるわけですが、このコスト削減について市としてどのように考えているのか、またし尿処理運搬では、4,800万円の補助金を出していますが、このことにつきましてももう少し経緯の詳細を教えてくださいたいと思います。あわせて、ごみ収集運搬については、どのように考えているのか、お尋ねをさせていただきます。

次に、水道事業についてお伺いいたします。

来年4月に水道料金を改定する予定が、県の水道事業一元化の動向を踏まえてとの極めて不明瞭な説明がありました。その後、どのように推移しているのか御説明をいただきたいと思います。

次に、公共下水道事業あるいは区画整理事業について、現在の状況を教えてください。

また、都市計画税について検討する時期が来ているのではないかと思います、これについて過去に検討した経緯があるのか、今後どのように取り組んでいくのか、お考えを聞かせていただきたいと思います。

財政について、経常収支比率が高いことをどのように捉えておられるのか、またＪＰ新設における税の収入増について、どの程度かお尋ねいたします。

最後になりますが、いずれにいたしましても課題は山積みにされており、乗り越えていくべき今日の状況を竹原丸の船長も当然、十分に認識されていることと思います。

竹原市を希望のある町へとかじを切っていくためには、議会が課題の本質を正確に把握して、市当局と毅然と対峙し、その中で着実に一步一步前に進めていくことが、最悪の事態を回避することにつながっていくのではないかと思います。

また、前段で申し上げた吉名町、荘野出張所の閉鎖もあり、そして忠海支所も今後どのようなのか、大変気になるところでございます。

市政が万が一にも、厳しい財政を旗印にして、市民の気持ちを置き去りにしてしまうことがないように切に願い、希求して登壇での質問といたします。

議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 吉田議員の質問にお答えをいたします。

まず、１点目の庁舎移転についての御質問でございます。

庁舎移転をはじめとした公共施設ゾーン整備事業につきましては、平成３０年７月豪雨災害の発生以後、災害からの早期復旧と財政健全化に優先的に取り組みながら、実現可能な計画となるよう検討を進めているところであります。

こうした中で、庁舎をたけはら合同ビルへ移転するためには、竹原商工会議所の移転が必要であることから、商工会議所とは協議を継続しており、たけはら合同ビルの区分所有者である広島県の助言もいただきながら、市有地その他の場所への事務所の移転に向けた協議を行っているところであります。新型コロナウイルス感染症に伴う経済活動の停滞の長期化により、市税収入の減少が見込まれることなど、本市の財政状況はさらに厳しさを増すことが懸念をされますが、庁舎移転をはじめ公共施設ゾーン整備事業の実現に向けて、引き続き検討を進めてまいります。

次に、２点目のごみ、し尿処理についての御質問でございます。

現在、本市のごみは、可燃物は竹原安芸津環境センター、可燃物以外は竹原安芸津最終

処分場、し尿については竹原クリーンセンターで、それぞれ処理を行っておりますが、広島中央エコパークの供用開始後は、全て同施設において処理することになっております。

また、同施設で一般廃棄物の共同処理をすることにより、現在の施設での処理と比較した場合、建設コスト、処理コストを含めた本市負担金は、これまでの平均と比較して年間約6,000万円軽減されるものと見込んでおります。

し尿収集車整備事業補助金につきましては、広島中央エコパークまでの運搬に要する距離、時間が増加することによって、収集能力の不足が見込まれるため、これを補うために市内のし尿収集許可業者が新たに整備をする、し尿収集車の費用について補助しようとするものであります。処理施設の変更に伴い、くみ取り料金の上限の見直しが必要となることから、市民の皆様にも一定程度の御負担をお願いすることになりますが、市が補助を行うことで、住民負担の軽減を図るとともに、し尿の適正な収集運搬につながるものと考えております。

ごみ収集についても、処理施設までの運搬に要する距離、時間が増加することになりますが、現在の収集車の台数で対応が可能であると考えていることから、増加する経費については、収集業務委託料の積算において調整をまいります。

次に、3点目の水道事業についての御質問でございます。

水道料金の改定につきましては、老朽化する水道施設の更新や耐震化などの課題に取り組む必要があることから、平成28年10月に改定し、おおむね5年ごとに見直しを行うこととしております。

また、本年6月に策定された広島県水道広域連携推進方針を踏まえ、本市における広域連携に係る効果を検証しているところであります。

令和元年度までの水道事業の経営状況は、計画値を上回る純利益を確保し、黒字経営を維持していることから、来年度直ちに改定する必要がないと考えております。今後の水道料金の改定時期につきましては、水需要の動向や収支状況の見通し、広域連携への参画の方向性なども勘案しながら、慎重に検討をまいります。

次に、4点目の御質問でございます。

かんぼの宿たけはらにつきましては、平成30年7月豪雨災害により甚大な被害を受けたため、被災直後から休業をされ、平成31年4月1日から休館、令和元年12月20日に閉館となっております。施設を管理している日本郵政株式会社においては、閉館した全国のかんぼの宿と同様に施設の譲渡を予定されていましたが、新型コロナウイルスの影響

により予定が大きく遅れているとお聞きしております。湯坂温泉郷は本市において町並み保存地区や大久野島と並ぶ重要な観光拠点であり、多くの市民や県民に利用されてきた施設でもありますので、温泉宿泊施設として事業を継承されるよう取り組んでまいります。

公共下水道事業の現在の状況につきましては、平成30年度に今後10年間でおおむね施設整備が完了することを目標に、公共下水道による整備区域を222.5ヘクタールに改め、期間内の完成を目指し事業進捗を図っているところであります。令和元年度末の整備状況は、整備面積が117.2ヘクタール、整備率52.7％であり、おおむね計画どおりに進んでおります。新開土地区画整理事業につきましては、平成8年度より約30.3ヘクタールを対象に事業を推進しており、令和元年度末までの事業実施区域面積が25.7ヘクタール、進捗率85％であります。都市計画税の検討につきましては、過去に都市計画事業を推進するに当たり、財源確保の手段の一つとして都市計画税の導入についても調査をしております。

都市計画税は、都市計画法に基づく街路事業や公園整備事業、公共下水道事業や土地区画整理事業法に基づく事業に要する費用に充てるため課税するものであります。本市が現在実施している新開土地区画整理事業は、事業費を土地の減歩や精算金で、下水道事業においては建設費の一部を受益者負担金として受益者より御負担いただいております。また都市計画事業の推進に当たりましては、国の特定財源等を適切に確保しながら必要なインフラ整備を進めております。

都市計画税の導入は、財政健全化が求められる中での一般財源の確保策として検討すべきものと認識しておりますが、中心市街地において新たな都市計画事業の予定がないこと、また市民に対してさらなる負担を強いることになるため、受益者の範囲や受益と負担の関係が明確であることが重要であると考えており、引き続き研究をしてまいります。

経常収支比率につきましては、財政構造の弾力性を示す指標であり、人件費、物件費、公債費などの経常的に支出される経費が市税、地方交付税などの経常的に収入される財源に占める割合のことを言い、数値が低いほど弾力的で自由に使える財源があることになります。本市における経常収支比率は、令和元年度決算において100.6％で、2年連続で100％を超え、臨時的な財政需要に使用できる一般財源が少なく財政構造が硬直化している深刻な状況にあります。こうした厳しい財政状況を克服し、弾力的かつ収支が均衡した持続可能な財政構造を確立するため、財政健全化に向けた取組を進めているところであります。

なお、個別の企業の税に関する御質問につきましては、地方税法上の秘密に該当するため額についてはお答えいたしかねますが、一定の市税増収につながるものと見込んでおります。

以上、答弁いたします。

議長（大川弘雄君） 12番吉田基議員。

12番（吉田 基君） 先般、壇上でも冒頭に中国新聞のお話を、山田記者のコメントをお話しさせていただきました。まさに、それは市長も関係者もみんなこれを十分に認識しているというふうに私は思っておりますが、どうしてもこれを、何とか前に進めることが難しいのかどうか、商工会議所の皆さんからのいろんな話も耳に入っております。市の対応というものに大変疑義を持っておられる、そういうふうに私は受け止めております。厳しい財政ということを何度も何度も聞いてきております。それを言われるたびに、こちらの気持ちも萎えて、どのようにしたらいいのか。財政健全化計画の中で凍結という文言もありました。しかしその後、同僚議員の質問では、いろいろな話を進めて頑張っていきたいと思っておりますという、こういう発言も何回も聞いております。もう、そういう表面を合わせる、本当に無理なら無理、これだけは進めていくのだという、全部、庁舎の移転はこの本庁舎を、玉突きでまずここを片づけていかないといけないわけであります。美術館もいろんな事情があつて、今休止、休館状態、図書館もフジグランのところへ移転したまま指定管理をすとかいろいろ。でも、庁舎が片づかないことには、あと財源が一定の見通しをつけないとできないということは、それは私もよく理解できます。お金がない以上。ただ、いろんな財政指標を確認しておりますも、庁舎移転の第1段階といいますか、本庁舎を県の合同庁舎へ移転することは、多少無理をしていけば可能であるという考え方を私はしております。だから、都市計画税あるいは公共下水道繰出金の下水道料金の問題、そしてごみの有料化の問題、水道は企業会計ですから、しかし我が竹原市は負担ということに対して市民に今まで求めてきたといいますか、利益と受益と負担と公平、このことを絡みの中で捉えたときに極端に臆病であるのではないかと感じております。だから、先般も水道の問題で、8月の委員会だったと思いますが、どうして来年4月の水道料金を先送りするのか、先送りをして大丈夫なのかという、そういう、県の水道事業の一元化によってそれをしなくて本当にいいのだろうか。

尾道の市議会議員に友達がおりまして、いろいろ勉強をしに行ってまいりました。水道料金について、先送りという表現がいいのか、まだ会計が大丈夫だから厳しくなっ

ら、私はこの水道料金だけは一生忘れられないのです。というのも、29%の値上げを市民の皆さんに負担のお願いをするということは大変厳しいものがある、だから市長の気持ちもよく分かります。ただ、5年に1回ずつやっていくということ、そして県の一元化で交付金が出るから先延ばしするという、この問題は次元が違うのではないかというふうに受け止めて考えております。そういう中で、財政の問題について、この庁舎の問題について、財政が厳しいから何とか見通しがつくまで庁舎移転は凍結しますよという考えなのか、あるいは庁舎の移転について、県の合同庁舎に入るには商工会議所にあそこから移転をしていただいて改修をして入るための協議が調わないのか、もし調っていないのであればどういう理由でどんな問題があつて話ができないのか、前に進まないのか、このことを御教示いただきたいと思います。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

庁舎移転に関しましては、議員のほうからもございましたように、本市における重要な政策課題であるということで必ず進めていかなければならない事業であると、このように認識いたしております。竹原商工会議所とは現在協議も継続しております。なかなか具体的に進んでいないというのが現実でございます。そうは申しましても、一定には我々庁舎がたけはら合同ビルへ移転するというのを主として考えております。財政状況が厳しいという言葉、議員からお話があったことも、他の方面からも私のほうもいろいろ聞いております。厳しい、厳しいばかりでなくて何かできるのかということがありますので、一つ一つできること、これを課題が解決していくことと思っておりますので、財源のことも含めまして、財政計画と庁舎の移転整備計画は表裏一体のものでございますので、市長も従前から申し上げておりますが、一定の方向性は今年度末までには示すと思っておりますので、その考えは変わっておりませんので、その点は御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 12番吉田基議員。

12番（吉田 基君） だから、やっているのかやっていないのか、もう少し分かりやすく市民にも。だからこういう新聞を書かれて、本当のことだから、恥ずかしいけど、どこへ行っても。竹原市は、御存じのように合併でくじっています、平成の合併。小坂政司元市長、合併特例債。尾道へ行っても立派なのが建っているし、三原は、東広島はもうとっくに建って、この間美術館ができたという。あっても移転して、市の中心部で大勢の市

民にそういうものを展開していくという。どうして我が竹原は、他の市と比べてこんなに情けないというか、市民に対して申し訳ないという、そういう気持ちでなりません。そこで、今交渉を進めている、財政の厳しいのもできるだけ早く、こういう平田部長の答弁がありました。財政が厳しいというのは一体どこですか。そんなものはみんな分かっているわけで、経常収支比率の中で一番占める割合は人件費でしょ。

今、ラスパイレスが99.1、でも類似都市に比べたらまだまだ努力不足ですよという。財政の資料集ですか、財政状況資料集、竹原市が総務省のほうに報告しているでしょう、事細かく。それを見ていけば、人件費の是正というのがなぜできないのですか。市議会の議会費も、当然指数としては類似都市に比べて人口が2万4,000何がし、2万5,000を切りました。だから、どんどんどん人口減少に伴ってそういう指数も上がっていきます。財政状況を把握したら、なぜそのことについてもう少し踏み込んだ給与改定をしていかないのか。以前、何かの折に私は議会も切らないといけないと先輩からお叱りを受けましたけど、理事者側ができないのであればできるところから手をつけていき、説得力を持った給与の改定に踏み込まないと、財政の経常収支あるいはごみの有料化でも、2018年にやる予定が土砂災害で19年にやるのかなと思っていたらその余韻で、また今年はコロナで、そして来年の10月にやりますよと、供用開始に合わせて。他市に比べて、大崎上島町、東広島市、5年も6年も遅いスタートになります。ごみの負担も、長として自治体としてお願いしていくには大変な思いが、市民にこの上の負担を求めるといというのはつらいものがありますが、広島市に比べても安いし、また東広島、大崎、どこに比べても40円という単価はそう高いものではありません。心ある市民は理解をしてくれていると私は認識いたしております。ただ意識的に、理事者が怖がる必要がないのに怖がっているという。

来年の12月は改選です、市長選の。うがった見方をすれば、できるだけ先送りして、そして自分の政治的な思惑、市政と選挙は僕は違うと思うのです。私のときも、29%の水道料金の値上げについて大変お叱りを受けましたが、後々で理解もしてくれました。ごみの袋の導入も、お叱りもありましたが、大方の人に一定の理解はいただいたと思っています。だから、そこらあたりをどのようにこれから捉えていくか、分母、歳入、市税と交付税、そしてそういう人件費を削るところは削っていった歳入はできるだけ確保していくという、そのことが財政調整基金の増額にもつながるし、経常収支の改善にもつながっていくと思います。当然のことですが、なぜ4,800万円も補助金をし尿処理で運搬経

費として補助金として出したのか、この辺も私にとったら、違法ではないけど好ましくない状態であろうというふうに受け止めております。このことについて、先ほど市長から答弁もありました。それだけで、あれだけの説明で私は納得できるものではありません。公平に、いかに捉えるか、ごみだって同じことが言えるわけです。あるいは、吉名出張所、荘野出張所、忠海支所、どこが違うのか、このことについても深く懸念をしているところでございます。今のこの竹原市の現状は、大変難しいかじ取りだということは重々承知いたしております。しかし、いろんな問題点、課題を先先に送るのではなくて、これからもどんどんいろんな問題が出てくるであろうと思っています。できることは片づけていく、こういう政治姿勢が今の市政に求められることではないかと、このように思います。そこについて、市長はどのように受け止めているのか、お考えをお聞かせいただきたい。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 問題の先送りではないかという御指摘につきましては、私自身は全くそのように捉えておりませんので、今ある行政課題についてのお話でしたが、先ほどの総務部長の答弁のとおり、一つ一つ解決できるものを着実にやっていくことが市民の皆さんの理解を得ることというふうに理解しております。その思いを持って、これからも行政を推進してまいりたいと思っております。

議長（大川弘雄君） 12番吉田基議員。

12番（吉田 基君） 今市長が、捉えておらない、立派なお考えです。本当に敬意を持ってその答弁を受け止めます。なぜ、ではこんなに課題だらけの竹原市になったのか、あれでも前向きに一つ一つ取り組んでいきますというふうに言ってもらえれば。

それでは、水道の問題でも先般私が委員会でお尋ねして、なぜということをやったら、その質問に対しての答えが、交付金があります、来年の協議会に入っていくわけでしょう、水道一元化についての。知っている議員は知っているのでしょうけど、皆、水道の指針を広島県水道広域連携推進方針。では、交付金とは何。もっと詳しく説明してくださいというふうに言った。そしたら、たしか水道課長さんが、いや、まだ詳しい資料が来ていないのです、こう言ったと思うのです。これ、6月に来ているのです。私、これは尾道でもらったのです。尾道議会は何遍も何遍も協議をして、そしてほとんど議論をし尽くした結果、御存じのように広島とか福山とかは入らないというのは新聞で読みました。なぜ入らないのだろうかと思うではないですか、議員は。尾道もそういう、市にとって、端的に言うとメリットがあるのかないのか、これが判断基準になると思うのです。入らないこと

にしました、メリットがありませんという。内容を見たのです。これの中に全部入っておりますけど、今田委員長はよく知っているのではないの、僕らだけ知らなかった。事前に、1月のときに概要説明はありました。竹原市が協議会に入る前に、議会に対して、県の一元化に対して意思決定をするのに議会に諮らないといけないのではないかなという、そういう思いがいたしますが、その点、どうですか。

議長（大川弘雄君） 公営企業部長。

公営企業部長（大田哲也君） 広域連携の御質問でございます。

こちら、議員おっしゃられるように本年6月に推進方針が出されました。それは、各市町が抱える問題、人口減少に伴う給水の収益の減少、また施設の老朽化による更新費用の増加など、共通の課題に対して県、市町が広域的に連携することによりまして、水道事業の経営と運営基盤を強化しようとするものでございます。仮に、この広域連携に参画した場合には、広域化による国からの交付金、事業費に対しまして3分の1を活用できるということで、このことによりまして更新費用が軽減されまして、また水道料金にも影響してくるということで、委員会のほうでは水道料金の改定につきましては広域連携の参画の方向性を勘案しながら現在検討しているというところで、今まさにその協議を進めているところでございますので、御理解のほどよろしくをお願いをいたします。

議長（大川弘雄君） 12番吉田基議員。

12番（吉田 基君） あのときは、たしか8月だったのですが、6月にこれが出ているのですよね。そのときに分からないという表現、別にそれは僕はこだわりませんが、しかし本来であれば来年の3月から協議会が、それで再来年には企業団という名称になるのですか、それで竹原市の水道事業と一体どのような、水道全体40年間だから、あれ。40年間で6億円の交付金ですか。確認しておきます、3分の1と言うからよく分からないのよ。そこを説明して下さい。

議長（大川弘雄君） 公営企業部長。

公営企業部長（大田哲也君） 金額につきましては、統合によることによりまして整備が必要な更新費用、それに対しての3分の1ということで御理解いただければ、全体枠は整備に必要な枠に対しての3分の1ということで御理解いただければと思います。

議長（大川弘雄君） 12番吉田基議員。

12番（吉田 基君） いや、これの全体像をずっと、大田部長、見ていたら、全部の合計が476億円、全体ですよ、広島、広島全体、水道事業者が。もちろん、広島市も入

っている、呉も入っている、尾道も入っている、福山も皆入れて。ところが、竹原に
けるところの太田川エリア、そしたらうちはあそこの成井の浄水場、この工事に対して3分
の1、40年間で6億円出るというふうに私は解釈させていただいたのですが、その点に
ついてはどうですか。

議長（大川弘雄君） 公営企業部長。

公営企業部長（大田哲也君） 成井、広域連携に伴っての、今お示ししております中通の
水源地と成井の水源地を統合するということで、この広域連携に参画した場合には係る費
用についての3分の1ということで、事業費につきましては場所も含めて今検討させてい
ただいているところでございます。その場所が確定をいたしましたら、その概算事業費が
出ますので、その3分の1ということで御理解いただければと思います。

議長（大川弘雄君） 12番吉田基議員。

12番（吉田 基君） だから、この水道の一元化はどこの議会もがっちゃんがつちゃん
やっているの、御存じでしょう。広島市は離脱でしょ。福山もそうです。尾道も離脱しま
すという、入らないという、いろんな連携があっていろいろ教えてもらいました、議員
に。呉も入らないと言っている。あとどこかあるのか、知らないけど。これ、だだだだ
だつと、市長、メリットがないという判断をどこもして入らないという、全部が入って初
めて成り立つ事業であるという認識を私は持っているのです。ところが、水道が遅れてい
る県北とか、県の施設だけでもかなりの改修が、老朽化で。交付金でいうと、全体の中
のおよそ半分、県の水道施設に交付金が使われる予定になっております。そうすると、ど
ういうことが言えるか、だから遅れたところのための、10年後には料金が一元化されるの
です。10年間は独立採算制なのよ。だから、それと交付金の6割の裏づけというもの
が、これだけ大型の大きい市が抜けていくと果たしてこの企業団ということが本当に成立
するのでしょうか。呉の議会の古い友達が、もう企業団自体が成り立たないのではないで
すかということをすばつと言われておりました。ふうんと、僕も逆らう必要がないし。た
だ、問題は竹原市の水道会計にどういう影響があるのかということなのです。それを、市
長、水道の責任者だから議会に提示して、私が分かっている以上に皆情報を持っているん
でしょ、いつも皆さん豪語するけど。しかし、問題は竹原市の水道の料金がどういうふう
になるのかというところを議会に提示して、協議会に入ってもすぐ出れるのですよとい
う、安直な考えではいけないというふうに私は思っております。だからそこらあたり、ま
だまだここに、今の水道の現状を見たら、経営分析、管路の更新率0.6%。これ、0.

6％というたらどういうことになるか御存じですよ。皆さんにも説明で。

議長（大川弘雄君） 公営企業部長。

公営企業部長（大田哲也君） 管路の更新率ということで、竹原市内の管路約300キロに対しまして、1％であれば単純に3キロというところで、0.6ですから3キロ弱しか耐震化が図られていないという状況であります。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 12番吉田基議員。

12番（吉田 基君） これは要するに、1％だったら100年かかるということ。だから、0.6％だったらもっとかかるということよね。まだまだ、老朽化はいっぱい、市長、あるのよ。答弁書に、最初、コロナでどうやこうやと書いていたという気がするのよね。住民に負担をかけたくないから先送りする、それはなかったのかね。それなら、ごみを10月にやる、ダブったら大変だろうという、それは理解できる。ただ、ごみは早くやっておかないといけなかったのよ、もうちょっと、去年の12月に言ったから。

大体、議会が上げろ上げろと言うのがおかしいのよ。理事者がやらせてくださいと、財政が大変だから、何とかごみも有料化にして、減量あるいは収益の回収、理事者が言わなければいけないよ。言ったけど、来年の10月にしますという。そういうことを私は言いたい、本当に。それが当たり前のよ。財政課長が喜ぶと思うよ、ごみを有料化にして五、六千万円入ると、これで収支比率も少しはという。人件費を切ったらまだ喜ぶ。それで今後、水道の一元化に対して議会に、委員会だけかそれとも全員協議会か、あるいは別に特別委員会かよく分かりませんが、もっと整理した上で適切な時期に説明をする気はありませんか。

議長（大川弘雄君） 公営企業部長。

公営企業部長（大田哲也君） 広域連携につきましては、かなり大きな話になりますので、委員会のほうには今後丁寧に説明していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 12番吉田基議員。

12番（吉田 基君） 次に、いろいろ飛んで申し訳ないけど、原稿を持っていなくてやっていますからどこに入れたのか分からないようになって。

出張所の件、いろんな同僚議員が質問していますが、忠海、この支所の問題ですが、どんなふうになるのかなということを大変気にいたしております。切りたくて切っているわ

けではないけど、それはよく分かります。でも、よく政治姿勢というものは、こういう竹原市のような小さな町のような行政体として、吉名でも西野でも御年配の方がもう4割以上の高齢化社会で、コンビニでいろいろできますよという、そういうことを寂しく受け止めると思うのです。ほかの議員さんもやっていますから、あした、この後もまた井上さんも保育所のことを御質問されるようになっていきますけど、忠海支所はどうなるのかなという、何が基準で数が少ない、要するに窓口へ来る手続が少ない、そういうことで説明があったと思うのです、人数は忘れたけど。それはそういうものではないだろうというふうにも思いました、その説明を聞いたときには。地域の活力というか、地域力をどのようにこれから捉まえてそういう対策を、出城みたいなものでしょう、支所といたら。そういう体制をつくっていかうという、そういう考えにならないのかなというふうに正直思いました。数でいたら、私たちでも支所へ行くのは住民票か印鑑証明か、所得証明か、年に1回か2回、多くて。私は、そしたら忠海も一緒ではないかなと。切れと言う、閉鎖しなさいと言っているのではなくて、公平ということを考えたらまずそこらあたりを考慮して、まず財政再建、いろんな財源確保をして歳入を図って、そういうところは最後の最後に手をつける、できるだけ歯を食いしばって支所、出張所を守っていくのだというのがこの小さな竹原市の長所というか良さに通ずると、このように思います。今言った、忠海の支所、それと各出張所、どのように考えておられるか教えてください。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 支所と出張所のことということと、今回出張所の廃止ということで、これから住民の説明等も入ることとしております。議員からお話ございましたように、来られる方の人数ということで、実際かかる経費というのが大変大きな課題ということでございます。財源の確保は当然図りながら行うという中で、今後継続していく中でどれだけの経費がかかって、そののかかった経費を出張所等を廃止したことで、またコンビニ交付とかいろんな取組も現在行うことといたしております。全てが全てこのまま残れば一番いいのかもしれませんが、地域力というお話も議員からもございましたが、そういった地域力を高めるためにも効果的な方法ということでございます。

また、支所のことにつきましては、現在のところ、昨年の12月に財政健全化に関する取組の中で出張所の廃止のことを申し上げまして進めているところでございます。支所につきましても、今後の動向を踏まえまして取組は進めていく可能性があると思っております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 12番吉田基議員。

12番（吉田 基君） 財政健全化の計画には、皆入っています。全部読んで、もう一遍誤差があつたらいけないから、数字がぼっぼっと入っているけど、極めて弱いところへそれが実行されるのよね。一番やりにくい人件費なんかをやってから地域の問題、そういうのをやらなければいけないのではないか。ちょこっと切って、99.何%ラスパイレスになった、でも類似都市はもっと、平均値は、目標値はまだ竹原のほうが高い、知っているでしょ。努力ののり代はまだあるでしょ。そこらをどういうふうに捉えるかということが、市長、一番大事なのよ、市政のトップとして。だから、財源をいかに確保して、支出を削るのはいいけど人件費からやりなさい。細かい、住民に直結したそういうことをやりやすいからやるのではなくて、私だったらそうするよ。とことん切れというのではないのよ。どこまで切れるかというのは分からない、私も当事者ではないし。あなたの責任なのよ、責務なのよ。財源を確保して庁舎を何とか前に進めるのだという、もともと合併にしくじっているのよ、うちは。

前に、宮原議員が矢祭町のことをやっていた。もう大分前だけど。単独市制というのがどんなにつらいか。給与をばっさり切って、そして町長をはじめ管理職がトイレ掃除までして、出張所は切らずに何かうまい方法を考えたというのを今思い出しました。町村合併で竹原市もできました。もうずっと、昭和の大合併、まだ私たちが子供の頃です。忠海も、多少町の規模は小さいけど、そこそこの豊田郡の中心地としてそれなりの繁栄を誇っておりました。合併をしたら周辺が衰退していくというのは、誰しもこの平成の大合併で皆胸にしみてそれを受け止めております。合併をせざるを得ない町、ただ竹原市は竹原広域消防をつくっておりました。5万4,000の合併パターンにもきちっと載っており、当時の市長が近隣に対して一切の働きかけをしていない、私は議長だった。本郷も行きましたし、河内も行って安芸津も行って、大崎3町、皆行きました。そして、いろいろ聞いたら、一足遅い、本郷にしても吸収合併は嫌だ、対等ならと三原と協議中でした。しかし、吸収合併で譲らない場合は竹原と合併するという当時の町議会の議長さんが、今先ほども三原市議会の議長もされておりました。だから、そういう経緯が、長が一生懸命取り組むことによって物事が一つ一つ前に進むと思うのです。

私とて微力ですが、この市役所の庁舎問題で商工会議所の査定が7,863万円という評価がERで出たときには顔色が真っ青になりました。もうこれは駄目だ、こんなことで

は商工会議所もうんと言ってはくれまい。しかし、竹原市の窮状というものは、苦しい懐というのは商工会議所も一定の理解はしてくれていると思うのです。だから、私はその点、市長がもう少し一生懸命努力すれば突破口は切り開けると思っています。それが全然やる気がないのだと、どっちなんだというそういう思いを。先ほどの平田部長の話も受け止めました、いつも逃げるように。細かいことでどっちでもいいことだったら僕も言いません。ただ、この庁舎移転はここが済まない限り、図書館も美術館もどうしていくのかなという、いや、それはもう無理よと、できっこないよ、こんな財政でという。今、市債が135億円ぐらいあったのかね、財調が5億円ぐらい。確かに、それでもいろいろ財政の健全化を進めていって額面どおり力強く解決していけば、住民負担も公共下水道の料金改定もできるのか、そんなところも気になるところです。全部市長の手のうちなのよ。市長がやってください。これをして、何とか財政の基盤を確立して、竹原市を希望のある町に持っていきたいのだということを言えば、部長の皆さんは一生懸命やってくれますよ。

いろいろお話をさせていただきましたが、今の竹原市の一番の課題は、何としてでもこの難局を切り抜けるという、このまま今庁舎移転を断念してやらなかったら永久にできない。間もなく電発さんの竣工も終わったし、前にちょっと見た書類ではかなりの税収増になっておりました。そして、ごみ代なり広域の6,000万円、し尿の。し尿なんかでも、本当思うよ、適正価格に皆さんしないといけないのよ、多くは言わないけど。皆、どういう経緯でなったのか、私は透けて見えるのよ、透けて見えるけど、これ以上は言ってももうしょうがない。でも、全体を持っていってもらいたいです。この岩盤のような大きな石を前に動かしていかないと、何もできない。もうこのチャンスを逃したら、庁舎というものは、30年来で70%の確率で起きるという、そういう地震、消防署を移転してやります、これでは何をしているのと言って。ここの中の新聞にもあったけど、税金をいっぱい払って、それから整理統合して、副市長、前の副市長はがんがんやってくれたよ。あなたも市長の支えで、そういう方向性へ、戦う竹原市にならないと、一つ一つ負担という問題は大変ですが、よくよく説明して竹原市の方角性、行く末をつくってもらいたい。文句があったら答弁をお願いします。

議長（大川弘雄君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 今、様々なお話をいただきました。私がこの4月に就任して以降、財政健全化計画は既に出来上がっておりましたけれども、これに対する取組につきましても庁内各部署と様々な協議も進めて少しでも滞ることがないように、財政健全化が進

められるように取り組んでいるところでございます。

先ほど、出張所等の問題もありましたけれども、一定には住民サービスの低下というか、そういう方向にならざるを得ない部分もあるかも知れませんが、できるだけ市民の皆さんには御不便がかからないような形も取りながら、一方で財政再建のためにも、人件費といいますか、先ほどお話もございましたが、職員数も定数の管理をしっかりとていきながら、そういった形での人件費に対応していきたいと。議員、人件費からおっしゃったところではございますが、当然昨年来、議員の皆様そして我々の幹部のほうは給与のカットをしております。なおかつ、この4月からは組合との交渉も、一部十分御理解いただけない状況ではございましたが、今の職員の皆さんの給料も、大変申し訳ないことではございますがカットということをしていただきながら、そういった形で、本当に皆さんに苦しい思いをしていただきながらですが、財政再建に一生懸命取り組んでおります。こうした取組と併せて、庁舎の問題につきましても、先ほど市長あるいは平田部長が答弁申し上げましたが、商工会議所のほうとも協議を進めております。これは必ず、すぐにいい形で結果が出るかどうかというのは難しい部分があるかも知れませんが、我々とすれば申し上げたようにたけはら合同ビルへ、一応今の方向性として移転するという方向のもとで一生懸命努力もさせていただいております。

そのことと併せて、先ほど答弁申し上げましたように、今年の新型コロナウイルスの関係で事業所の皆さんは大変困られているという中で、当然税収のほうも大きな影響を受けてくるだろうというふうに考えています。この影響というのが、実際どれくらい出てくるのかというのはなかなか今見当がつかない状況にあります。また、通常税収が減ったときには地方交付税で当然そこが一定額補填をされるというところではございますが、御承知のとおり国においても1,000兆円を超える赤字といいますか借金を抱えているという状況の中で、さらにこういった2次、3次の補正もして新型コロナウイルスへのいろんな対策であるとか経済対策を打っておられます。そういったことで、国の財政状況も非常に厳しいという中で、本当に今後もそういった地方交付税のところで補填をきっちりしていただけるかどうか、そういったこともなかなか今明らかではないということがございます。あわせて、今年の国勢調査の結果というのが来年出てくるところで、そういった影響もまた出てくる可能性もございます。そういったこともしっかり踏まえながら、先々を見ていかなといけないということでございますので、そういったところというものも判断をしながら今後の市政運営を進めていく、これは重要なことだと思っております。

す。ですが、取りあえず今やろうとしている財政健全化につきましては、様々項目を上げていることにつきましてはしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（大川弘雄君） 12番吉田基議員。

12番（吉田 基君） では、新谷さん、聞くけど、何人ぐらい多い、人員が多い多いと言って。そして、それがどうなっていくわけ。できるの、それが、人員を整理していくことが。あなた、そういつて言ったけど、なかなか人員を少なくするというのは、年次を待たないと大変なのではないの。昔、森川市長がずっと採らなかったことがあるね、何年も、何年も。

10年。だから、そういうことが妥当かどうかもあるし、だから私は思う。できるところをやっていく以外にない。理想どおりいかないのよ。しかし、やる気があったらできるのよ。いっぱいそういう事例を見てきている。ただ、できるだけ穏便に話合いでやっていくほうがいいに決まっている。だから、自分らだけの、理事者側だけの都合だけでは、もうみんなが納得しないような状態なのですよということを、議会は特に、多分そうだろうと思う。僕が思っているということは、みんなも何とかならないかなという。同調する者もいるけど。しかし、そういうことを、竹原の課題の本質をどう捉えてそれを解決するか、今後竹原市の命運はかかっている。それをちょっとずつでもやってくださいよということをお願いして、質問を終わります。

議長（大川弘雄君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） ただいましっかりやる気になってやれば前に進んでいくというふうなお話もいただきました。私も同じ気持ちでもって、課題を一つ一つ解決しながら、今の財政健全化だけではなくていろんな施策が前に進み、市民の皆さんの行政サービスもしっかり維持あるいは市民の福祉の向上が図られるように、市長をしっかりサポートしながら取り組んでいきたいというふうに思います。

議長（大川弘雄君） 以上をもって12番吉田基議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、午後2時35分まで休憩いたします。

午後2時21分 休憩

午後2時33分 再開

〔議長交代〕

副議長（山元経徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

質問順位 3 番，井上美津子議員の登壇を許します。

8 番（井上美津子君） 議長より登壇のお許しをいただきましたので，発言通告書に基づき令和 2 年第 4 回竹原市議会定例会一般質問を行います。

志政会，井上美津子でございます。よろしくお願いいたします。

竹原市立東野保育所廃止についてでございます。

このたび，竹原市立東野保育所，以下東野保育所は，少子化に伴い 45 人の定員で 20 人を下回った時点で統廃合の検討をすると竹原市幼児教育・保育の在り方についての報告書の中で，各地区の幼稚園，保育所の規模と配置の在り方で述べられており，実際平成 28 年，29 年，30 年は 20 人を下回っていることや保育士の人材確保が難しいこと，本市の厳しい財政状況を受けて，現在取組中の財政健全化計画により東野保育所を令和 6 年 3 月で廃止する方針が出されました。当初は令和 4 年 3 月で廃止とのことでしたが，現在の園児の人数や他のこども園の対応から廃止の時期を 2 年延長されていますが，廃止の時期を延長されただけで東野保育所を継続するという方針ではありません。そして，この廃止方針の説明を，保護者に本年 10 月 28 日，続いて地域には 11 月 19 日で行いました。説明会では，東野保育所のような小規模ではあるがきめ細やかな保育の継続を望む意見や，地域の高齢者は園児との交流で元気をもらっているなどの意見が出ており，東野保育所の継続を望む声が上がっていました。また，東野保育所は公立の唯一の保育所です。東野町の中心部に位置し，国道 432 号線からおよそ 100 メートル入った場所にあり，山や川，田んぼに囲まれた自然豊かで地域の温かい目に見守られながら，現在 31 人の園児が通っております。戸外保育では，車の往来が少ない時間帯で地域を回って草木を見たり，川でカニを放流したり，近くの家で飼っているヤギを見たり，四季それぞれの自然と触れ合い，春と秋には高齢者との交流や運動会をして地域の人たちと楽しく過ごしています。竹原市が令和 2 年 3 月に策定した『竹原市すくすくプラン 2020 「つながるつなげる 竹原スマイル。」』の基本目標 2 では，就学前の子育て支援に関する現状について，国立教育政策研究所の研究によると，就学前教育の質や年数がその後の子供の認知的及び非認知的能力発達に肯定的な影響を持つと報告されているとあります。就学前の体験が今後の人生に影響するということは，いかにこの時期に自然に触れたり人との交流が大事になっているということで，昔から「三つ子の魂百まで」ということわざがあるように，人間形成においてもとても大事な時期になると思っております。この就学前の体験が，子供たちの生きる力やふるさとを思う気持ちにつながり，就学で市外に出ても U ター

ンしようとする気持ちを醸成してくれると私は考えます。また、園児の半分が町外から登園している現在、保護者のニーズとして、きめ細やかな保育内容だけではなく仕事前に子供を保育所に預けるのに国道432号線から近いという好立地に保育所が位置していることも、現在のように園児が増加していることにつながっていると思います。共働き世帯の増加や就労体系の多様化等により、安心して子供を預けられ家庭の事情に即した保育を保護者は望んでおり、保育所がなくなることへの不安があると思います。この不安を払拭するためにも、しっかりした説明も必要ですが、現段階で多くの保護者や地域の皆さんが一番望んでいることは保育所の継続であります。そして、数年前と比較しても園児が増加していることを直視し、竹原市の保育の在り方についてもいま一度考え方を改めることが必要であるのではないかと私は思っております。

そこで、（１）さきに述べた保護者が望んでいる就学前の保育と、竹原市総合計画の目標像2「子供たちが夢の実現に向け挑戦できる環境が確保されている」の施策の方向性の2、子育て支援として、③子供の健やかな成長を支える学び、体験の場の確保、充実とありますが、市が考える保育とは差があると思います。質の高い充実した就学前教育・保育とはどのようなものでしょうか、伺いたいします。

（２）少人数対応の保育所がよいとの保護者のニーズもあると思われますが、就学前保育の施設が多いほど多様な保育ニーズに対応した保育ができると考えます。また、竹原市総合計画の中にも子育て支援として④「多様化する保育ニーズへの対応」とあります。多様化する保育ニーズへの対応とはどのようなものでしょうか、伺いたいします。

現在、東野小学校の北側にアパートができることになっています。子育て世帯には、近くに保育所や小学校があることは募集時には好条件だと思います。また、東野町の中央を通る予定の国道432号線の拡幅工事は少しずつ進んでおりますが、早期に建設することにより沿道に企業を誘致したり、現在休耕地となっている土地を工業団地にして企業誘致すれば雇用が生まれ、就労することによる交流人口や関係人口の増加に加え定住人口にもつながると考えられ、近くに保育所があることで、町内だけでなく町外からの保育を望む人が増加することも十分考えられます。

そこで、伺いたいします。

1、市の説明によると、保育士の人材確保が難しいとありますが、園児数に対する保育士の適正数はどのように決められていますか。また、過去保育士の新規採用は適正数に合わせて対応してきたものでしょうか。

2, 竹原市では、保育時間を午前7時から午後7時までの長時間保育に対応しています。正職員の保育士で対応し切れない勤務においての会計年度職員の確保について、今までどのような取組をされてこられましたか。

3, 保育士という仕事を選択された方で子供が嫌いな人はいないのは当然ですが、期待と現実のギャップや家庭と仕事の両立など、いろいろ個々に保育士としても仕事を続けていけない問題を抱えていると思います。保育士に対してアンケートを取ったり、保育士のニーズを調査することによる課題発見や相談窓口を設置することにより人材確保の対策を取ることも可能だと考えますが、お考えをお伺いいたします。

4, 研修の充実や少人数保育の実現など、保育士の働く環境整備をすることや、保育士養成施設など関係施設と連携して保育士の確保に当たることも考えられますが、お考えをお伺いいたします。

以上で壇上での質問を終わります。

副議長（山元経穂君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 井上議員の質問にお答えをいたします。

本市では、平成24年に竹原市幼児教育・保育あり方検討委員会から提言をいただいた内容を踏まえ、幼児教育・保育の在り方について検討を重ね、子ども・子育て支援事業計画や就学前教育・保育に関する基本方針を定め、子ども・子育て会議などで客観的な視点による意見をお聞きしながら、就学前施設の再編や保護者が安心して子供を預けられるための保育サービスの充実に取り組んでいるところであります。こうした、今後も見込まれる児童数の減少や安定的な保育士等の確保の問題のほか、厳しい財政状況も踏まえ、将来にわたって市全域で安定して良好な保育サービスを提供し続けるために、令和5年度末をもって東野保育所を廃止する方針とし、保護者、地域の方への説明会を開催するなどの取組を進めております。

御質問の本市が考える質の高い就学前教育・保育につきましては、乳幼児期の教育・保育が生涯にわたる人格形成及び小学校以降の教育の基礎を培う重要な役割を果たしていることを踏まえ、保育所、こども園における集団生活や体験を通じて人と関わる力や思考力、感性や表現する力などのほか人間性を育み、夢を持ち心豊かにたくましく生きる子供の育成に資する一人一人の発達段階や特性に応じた教育・保育を行うことと認識をしております。多様化する保育ニーズへの対応につきましては、延長保育、病児・病後児保育、

一時預かり事業や子育て支援に関する情報の提供など、多様な働き方や生活に応じた保育の提供と考えております。

保育士の配置数につきましては、県が定める児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例において、0歳児は3人につき1人以上、1，2歳児は6人につき1人以上、3歳児は20人につき1人以上、4，5歳児は30人につき1人以上の保育士を配置することになっており、これまでの保育士の新規採用人数も保育士の配置基準に基づき必要な人数を採用しております。

会計年度任用職員の確保につきましては、市の広報紙やホームページ、ハローワーク、広島県保育士人材バンクを活用して募集を行っておりますが、全国的な保育士不足の状況と同様に本市も苦慮をしており、職員の知人等への働きかけも行いながら職員の確保に努めているところであります。保育士の人材確保対策につきましては、県内の保育士養成施設である大学等を訪問し協力依頼を行うとともに、各園、所において職員の意見等を共有するための職員会議や個人面談等を通じて働きやすい職場環境づくりに努めることや、県の幼児教育アドバイザー訪問事業を活用した施設内研修や各種研修会への参加による職員の専門性の向上及び教育・保育の質の向上に取り組んでおります。今後におきましては、関係機関と連携強化を図り、保育士の定着や出産、育児等により離職した保育士の復職の支援などに取り組んでいく必要があると考えております。

東野保育所の廃止方針につきましては、在園する一部の児童に転園が必要となることや東野町における地域づくりへの影響などから様々な意見があると認識をしておりますが、将来にわたって市全域で安定して良好な保育サービスを提供し続けるために必要であると考えておりますので、より多くの関係者に御理解をいただくよう取組を進めてまいります。

以上、答弁といたします。

副議長（山元経穂君） 8番井上美津子議員。

8番（井上美津子君） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

答弁の中に、質の高い就学前教育・保育ということをこちらで問いかけていきましたら、答弁書の中には、集団生活や体験を通じて人間性を育み、夢を持ち、心豊かにたくましく生きる子供の育成に資する一人一人の発達段階や特性に応じた教育・保育を行うこととありました。東野保育所では、保育士さんが日常的に注意深くほとんどの子供さんの動きを見ており、一人一人振り返りがしっかりできているということもあり、保育士さんと

保護者との関係もうまくいっているというふうに聞いております。このことは、保護者の保育所に対する安心感、それから信頼感がしっかり生まれているのだというふうに思っております。一人一人の発達段階、特性に応じた教育・保育を行うなら、一人一人受け止めてくれるこの小規模な保育所だからこそ対応ができるのではないかと、そういうふうに思っておりますし、現在園児も増加していると思います。このことについて、園児が増加しているということは大変重要なことだと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

副議長（山元経穂君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） 園児が増加している小規模の保育所がよいといったようなことでございますけども、幼児教育・保育を行う上で一人一人の子供に向き合い、それを受け止めることというのは、これは大きな保育所であっても小さな保育所であっても必要なことと、大小関わらずそういったことはしなければならないというふうに思っております。市内に様々な大小保育所がございますけども、職員、保育士の配置基準がございますけども、それによって配置をして、それぞれ大きい園、小さい園、いずれも一人一人の発達段階や特性に応じた保育を行っているといったような現状がございます。保護者の皆さん、いろんな考え方があって、小さい園がいい、大きな園がいいといったような考え方があると思いますけども、こうしたことを踏まえまして、選択肢というのはそういった価値観に合わせて多様であるといったことが望ましいというふうに思っております。

しかし、当保育所につきましては、平成28年、29年、30年と園児の数が保育所の最低基準であります20人を下回っているといった状況でございます。現在は31名の園児がおりますけども、今後の園児数の推移というのは減少が続き基準を下回るといったような見込みでおります。そういった状況でございますので、統廃合は避けて通れないというふうに考えております。このたびの保育所の廃止方針につきましては、子供の数の減少と全国的な保育士不足ということで、保育士の安定的な確保の問題ということがございます。またさらには、財政状況も踏まえまして、将来にわたって市全域で安定して良好な保育サービスを提供し続けるために必要な取組であるというふうに考えております。

また、現在児童が増加をしているといったような状況でございますけども、これについては他の区域からの保育ニーズが東野保育所に向かっているということで、これは市外へ勤務される方が途中で子供を預けるといったようなこともございます。これはかなり以前から、28年、29年、20人を切った以前からそういった状況で、何人かの方はそういった状況にございましたけども、幼児教育・保育の適正配置を行うときに、たけのここど

も園が2つの保育所と1つの幼稚園で統廃合して、たけのここども園ができたときに定員の調整ということがございましたので、竹原中学校区は特に3歳未満児の子の定員が厳しいような状況がございましたので、そういった子供たちが東野保育所にそのまま今通ってらっしゃるといったことがありますので、今増加している原因というのはそういったことが大きいということで、一時的な増加ではないかというふうに、今後については減少が続くといったようなことで見込んでおりますので、こういった方針を立てて取組をしているといったような状況でございます。

副議長（山元経穂君） 8番井上美津子議員。

8番（井上美津子君） 今は一時的なものと、子供が増えているのも一時的なもので、来年度以降は増えることはあまりないというふうにお考えだということだと思います。しかし、今市外から来られている方もいらっしゃるみたいなのですけども、町外から来られている方で、例えば0歳児、1歳児のお子さんを持つ保護者の方が預けられて、その翌年にまた同じ東野保育所を選んでおられるということもありますので、やはりそれは保護者のニーズだというふうに私は考えております。このニーズをどのように捉えるかというのは、子供に対する思いというものもありますけども、一番大切なのは保育所に通っている子供です。この子供にしっかりといろんな経験を積んでいただき、今後大きな、竹原市をしょって立つ子供に成長していくというのが必要になるというふうに考えます。ですから、人数が少なくなるからということで安易に切ってしまうのは危険だというふうに思いますが、いかがお考えでしょうか。

副議長（山元経穂君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） 市長答弁でも申し上げましたけども、小規模でいい面、悪い面、大規模でいい面、悪い面はあると思いますけども、これは当初の答弁で申し上げましたけども、幼児教育というのは教育、保育の生涯にわたる人格形成及び小学校以降の教育の基礎を培う重要な役割ということがございますので、集団的な活動もやっていかなければならない、そこで様々な人間性を育んだりとか、人と関わる力、思考力、感性また表現する力など、ある程度の集団で活動を行うといったことが必要だというふうに思っておりますので、そういった形で、小規模はいけないといったようなことではないのですけども、市全体を考えた場合、やはり子供の数などに応じた適正配置というのは必要だというふうに考えております。

副議長（山元経穂君） 8番井上美津子議員。

8 番（井上美津子君） 適正な人数というのですか、そういうものも関係してくると思いますが、保護者の多様なニーズに対応して保育所も対応すべきというふうに私は思います。竹原市の人口減少になかなか歯止めがかからず、少子高齢化も深刻な状況になっている現在、「竹原市人口ビジョン（改訂版）」、今年の3月に策定された人口の将来展望の中とか、それから「第2期竹原市まち・ひと・しごと総合戦略」の中でも、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるとあります。少子化対策、それから自然減の緩和を図ることというふうにうたわれております、この中で。希望をかなえるということは、その一つとして子育て支援の中で多様化する保育のニーズに対応することではないでしょうか。東野保育所は小規模ではありますが、保育所からのニーズがあって今継続するよう、それが保護者のニーズ、これをかなえることが重要なことで、保護者の希望ということだと思いますけども、どのようにお考えでしょうか。

副議長（山元経穂君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） お答えをいたします。

人口減少が進む中で、若い世代の様々な希望、ニーズ、こういったことに応えていくということは、人口減少問題がございしますけども、社会減、あと自然減の両方の抑制に効果が見込まれる取組であるというふうに認識をしております。可能な限り、そういった要望には応えていきたいというふうには思っておりますけども、このたびの方針というのは、先ほども申し上げましたけども、子供の数が減少していくといったこと、また保育士の安定的な確保の問題のほか、厳しい財政状況のことがございますので、そういったことを踏まえまして、将来にわたって市全域で安定した良好な保育サービスを提供し続けるために保育所の適正配置というのは必要であるというふうに思っておりますので、そういう方向で取り組んでいきたいというふうに思っております。

副議長（山元経穂君） 8 番井上美津子議員。

8 番（井上美津子君） 少子化対策というのもしっかりと対応していかないといけない、そのために今「第2期竹原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」というものができていると思います。ですから、これに対応しながらしっかりとこの体制を整えて、保育に対しても東野保育所を残していくというふうな方向性を出していただきたいというふうに思います。

答弁書の中に、地域づくりへの影響ということが出ておりました。しっかりと、私のほうも説明会に行って、そういうことも言われていた地域の方がいらっしゃいました。子供

たち一人一人の豊かな人生を育むために、地域みんなで応援することによって自分たちも人間的に成長し、市民力、地域力アップにつながると私は考えております。答弁の中に、先ほど言いましたように、東野町における地域づくりへの影響とありますが、この影響はどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

副議長（山元経穂君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） 地域づくりへの影響ということでございますけども、これについては、保育所というのは当然保育サービスを提供するといったことが本来でありますけども、それ以外に世代間の交流の場、また地域貢献の場としての機能を持っているというふうに考えておまして、施設の廃止後につきましてもこういった機能が生かせるように、施設の効果的な活用によりまして地域に活力が生まれ、地域づくりに貢献できるように、地域の皆さんと協議を行いながら施設の有効活用を図る取組を行っていきたいというふうに思っております。

副議長（山元経穂君） 8番井上美津子議員。

8番（井上美津子君） 説明会の中で、地域の方が、子供との交流が生きがいとなったり喜びとなるということを言われておりました。こういうものが失われていくという、子供の声が聞こえなくなったら東野町も火が消えたようになるというふうに言われておりました。東野保育所との交流があることで、地域の皆さんの幸せや勉強にもなる、またふるさとを足元から見詰める意識をしながら子供たちに接して、明るくたくましい子供を育ていくことにつながっていくのではないかとというふうに考えます。この地域づくりへの影響の対策として、先ほど世代間交流というふうに言われておりましたけども、それ以上に考えられるのはボランティアの制度とか、今、小学校、中学校で進められているコミュニティ・スクール保育所版というのも考えられるのではないかとというふうに私は思っております。保育士さんの確保が難しいというところもありますし、コミュニティ・スクールの中で地域の方の知恵とか行動力を取り入れることによって、子供たちが幅広い興味を持ったり、いろいろな疑問に答えることができたり、これは地域の活力につながっていき、また保育士の、先ほど言いましたように負担も少し軽減ができるのではないかとというふうに思いますが、どのようにお考えでしょうか。

副議長（山元経穂君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） ボランティアの導入ですとか、あとコミュニティ・スクールの保育所版といったようはお話でございましたけども、コミュニティ・スクールの保育所版

といったような制度はございませんので、趣旨としては、保育所運営に地域の方が関わることで、より開かれた信頼できる保育所運営をするといったことだろうと思いますけども、今は運営の一部についていろんな地域の方に御支援、御協力をいただいて運営しているといったような状況でございますので、こういったことは今後も続けていきたいというふうに思っております。

ボランティアの関係になりますけども、今配置基準に沿って保育所を配置しておりますけども、それは保育資格を持った職員、後、会計年度職員になりますけども、資格を持たないボランティアの方が保育士の代わりに入るということは、これはなかなか難しいというふうに思いますので、それ以外の部分でいろいろ御支援、御協力をいただけたらというふうに思っています。そういったことで、職員の負担も少しは減るのではなかろうかといったようなことも考えられるというふうに思っております。

以上です。

副議長（山元経穂君） 8番井上美津子議員。

8番（井上美津子君） 保育士さんの負担軽減にもつながるというボランティアの導入というところとか、それからコミュニティ・スクール保育所版というところで、保育士さんとの対応も可能になってくるのではないかとこのように思います。子供に対して、例えば一つのカリキュラムの中で折り紙をするというようなところであれば、一生懸命そういうことをやっておられる方がいらっしゃったら、その方が来てみんなに教えていく、そういうふうな本当に小っちゃなことでもいいと思うのです。だから、そういうふうに一つでも保育所に行っているいろんなことを子供に教えてあげる、逆に元気をもらって地域の方は帰ってこられるというような状況になると思うのです。ですから、こういう考え方もあるということで、いろいろとまた対応をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

副議長（山元経穂君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） 保育所運営については、これまでも様々、地域の方ですとかいろんなボランティアの方にお世話になりながら運営してきたといったところがございまして、今後もそういった取組は続けていって、地域に開かれたそういった保育所、こども園の運営をしていきたいというふうに考えております。

副議長（山元経穂君） 8番井上美津子議員。

8番（井上美津子君） では、そういうところにはよろしくお願いいたします。

もう一つ、答弁書の中に在園児の一部に当たる子供の対応について書いてありましたけども、説明会の中で、なかなか保護者、地域の皆さんが納得していないという状況の中で、今説明会が1回行われたということになっております。保護者の不安としては、もし東野保育所が廃止になった場合、在園児の一部の子供さんがほかのこども園に移らないといけないということが上げられております。募集要項では、今現在募集しておられるようですけども、申込みが多い場合は認定こども園1号認定は抽せん等があり、認定こども園2, 3号認定では必要性の程度により利用調整があると書いてあります。これは、もしそういうところに行きたいというふうな希望が出された場合、在園児の一部に当たる子供さんたちの対応はどのように考えておられますか。申込時にこれは配慮していただけるのかどうか、お聞きいたします。

副議長（山元経穂君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） 在園児の一部は転園ということをしなければならないということで、転園といたらなかなか大変ということもございますので、そういった方がなるべく少ないような形での今回の方針でございますけども、転園といたら、先ほど申し上げましたようにいろいろ様々、子供にとっても親御さんにとっても大変なことだというふうに思っております。できるだけ、保護者の皆さんの希望に沿った形で対応はさせていただきたいというふうに思っております。各家庭によって様々状況があると思いますので、個別にそういった状況をよくお聞きした上で、どういった形がいいとかといったことで対応させていただきたいというふうに思っています。そのためにも、早くそういった希望があれば言っていただければというふうに思っています。そうすることによって、廃止予定時期までにそういった希望に対応できるようになるというふうに思いますので、そういったことで対応させていただきたいというふうに思っております。

副議長（山元経穂君） 8番井上美津子議員。

8番（井上美津子君） 一番いいのは廃止ではなく継続なんですけども、できるだけ個別にしっかりと対応していただいて、相談体制を充実させていただきたいというふうに思います。万が一、そういうふうなことになりましたら、しっかりと対応していただきたいというふうに思います。

先ほども万が一というふうに言ったのですけども、答弁書にあります、よりよく関係をつくっていくというのですか、東野町の方、それから保護者の方と、関係者にしっかり理解してもらおうと、そういう取組をしていくというふうに答弁書にはあります。いろんな不

安を抱えている保護者、それから地域の皆さんに対して、この不安を払拭するために今後どのような体制を取っていくのか、お聞きいたします。

副議長（山元経穂君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） 今後の取組でございますけども、不安に思われている保護者の方、地域の方がいらっしゃるというふうに思いますので、今後も説明会ですとか話合いの場を設けることについては、必要に応じてそういった取組をしていきたいというふうに思っております。今、コロナの関係でなかなかそういうのができないような状況にあるかも分かりませんが、そういった話合いの場を設けて様々な意見を交わしながら丁寧に対応していきたいというふうに考えております。

副議長（山元経穂君） 8番井上美津子議員。

8番（井上美津子君） しっかりと対応していってほしいというふうに私は思います。今後、保護者の方それから地域に寄り添った対応をしっかり取っていただきたいというふうに思いますし、今の竹原市の幼児教育・保育のあり方検討会の報告から8年経過しております。現在の社会情勢それから保育ニーズなども変化してきているというふうに思いますので、こういう幼児教育・保育の在り方についても一度、今後再考すべきというふうに考えております。この対応をすること、それから取り組むことで誰もが笑顔になってみんなが元気になる、こういう東野町、それから竹原市になっていっていただきたいというふうに思います。ですから、自分の育った場所が誇らしいというふうに子供が思えるような、またそういう笑顔がみんなに戻ってくるような、これが竹原市が抱えている第6次総合計画の「元気と笑顔が織り成す暮らし誇らし、竹原市。」につながっていくのだと考えます。

最後に、第6次総合計画に掲げる「元気と笑顔」というところで、今後の東野町がしっかりと地域活性化につながっていくようにお考えをお聞きして終わりたいと思います。

副議長（山元経穂君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） 今後の取組ということでございますけども、今後の取組、これは全般になりますけども、総合計画に掲げるように「元気と笑顔が織り成す暮らし誇らし、竹原市。」の実現を目指して様々な取組をしていきたいというふうに思っております。保育所のことについては、今後関係者の皆様と話合いなどを行いながら、子供にとってどういったことが一番大事かといったようなことを念頭に置きながら丁寧に対応させていただければというふうに思います。

副議長（山元経穂君） 以上をもって8番井上美津子議員の一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

議事の都合により、12月15日午前10時から会議を再開することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後3時18分 散会